

令和 6 年

三重県議会定例会会議録

(9 月 27 日)
(第 22 号)

第
22
号
9
月
27
日

令和6年

三重県議会定例会会議録

第22号

○令和6年9月27日（金曜日）

議事日程（第22号）

令和6年9月27日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之
12	番	平畑	武

13	番	中瀬古	初 美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石 垣	智 矢
16	番	山 崎	博
17	番	野 村	保 夫
18	番	田 中	祐 治
19	番	倉 本	崇 弘
20	番	山 内	道 明
21	番	稻 森	稔 尚
22	番	下 野	幸 助
23	番	田 中	智 也
24	番	藤 根	正 典
25	番	小 島	智 子
26	番	森 野	真 治
27	番	杉 本	熊 野
28	番	藤 田	宜 三
29	番	野 口	正
30	番	谷 川	孝 栄
31	番	石 田	成 生
32	番	村 林	聡
33	番	小 林	正 人
34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	今 井	智 広
37	番	稻 垣	昭 義
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央

41	番	服部	富男
42	番	津田	健児
43	番	中嶋	年規
44	番	青木	謙順
45	番	中森	博文
46	番	山本	教和
47	番	西場	信行
48	番	中川	正美
欠席議員	1名		
1	番	荊原	広樹

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高野	吉雄
書記（事務局次長）	西塔	裕行
書記（議事課長）	中村	晃康
書記（議事課課長補佐兼班長）	橋本	哲也
書記（議事課主任）	辻	詩保里
書記（議事課主任）	藤野	和輝

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見	勝之
副知事	服部	浩
副知事	野呂	幸利
危機管理統括監	清水	英彦
総務部長	後田	和也
政策企画部長	小見山	幸弘
地域連携・交通部長	長崎	禎和
防災対策部長	楠田	泰司

医療保健部長	松浦元哉
子ども・福祉部長	枘屋典子
環境生活部長	竹内康雄
農林水産部長	中野敦子
雇用経済部長	松下功一
観光部長	生川哲也
県土整備部長	若尾将徳
総務部デジタル推進局長	横山正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	佐波 斉
環境生活部環境共生局長	佐藤弘之
県土整備部理事	佐竹元宏
企業庁長	河北智之
病院事業庁長	河合良之
会計管理者兼出納局長	佐脇優子
教 育 長	福永和伸
公安委員会委員	村田典子
警察本部長	難波正樹
代表監査委員	伊藤隆
監査委員事務局長	大西毅尚
人事委員会委員	北岡寛之
人事委員会事務局長	天野圭子

選挙管理委員会委員

田 中 利 佳

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。29番 野口 正議員。

[29番 野口 正議員登壇・拍手]

○29番（野口 正） おはようございます。自由民主党の松阪市選挙区選出、野口正でございます。

まず初めに、能登半島の震災、また豪雨によって亡くなられました皆様、そして負傷等、けが等をされました皆様に対して、哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。

今日は、松阪市ですので松阪木綿のネクタイをちょっとさせてもらいまして、実は松阪木綿のタオルも用意させていただきました。中瀬古議員には負けますが、何としても松阪市ということで、始めさせていただきます。もう恥ずかしいですわ。

時間もあれですので、早速させていただきます。まず、産業廃棄物の不適正処理事案に係る監視・指導についてお聞きしたいと思います。

先般、川越町地内で硫化水素による異臭事案が発生し、その原因が工場敷地内に埋められた廃材ではないかなどとの新聞報道がありました。状況によっては住民の健康に関わることであり、行政として必要な対応はしていた

だいているものと思います。私のほうにも住民の方からもいろんな不安の声を聞かせていただいております。

私は、環境生活農林水産常任委員会の委員ですので、詳しいことは後日の委員会でお伺いしたいと思いますが、先ほど述べたとおり、県民の健康、安全、財産に関わることでありますので、環境共生局長にお聞きしたいと思います。

例えば、住民の方から本県のような事案を含め産業廃棄物の不適正処理に係る通報があった場合、県としてどのように対応、監視・指導しているのかをお聞きいたします。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） 産業廃棄物の不適正処理事案に係る監視・指導についてお答えします。

廃棄物の不適正処理の早期発見・早期是正を図るためには、県民の皆さんからの情報はとても重要であり、令和4年10月から導入しております廃棄物スマホ110番をはじめとした通報システムを運用し、令和5年度は全体で148件の通報をいただきました。この廃棄物スマホ110番ですが、現場の位置情報や写真など手軽に通報できるということで、多く御活用いただいているところでございます。

県では、年間延べ3000件を超える監視を行っており、通常の監視パトロールのほか、他県との合同路上監視や上空からのスカイパトロール、早朝・休日の監視、また監視カメラの活用など、現場で様々な監視・指導活動を行っております。県民の皆様からの通報を受けた場合も、直ちに現場確認を行っております。

産業廃棄物の不適正処理を把握した場合には、現場周辺の生活環境への影響等を考慮しながら、違反行為の中止や是正に向けた指導を行うこととしております。

引き続き、効果的な監視と厳正な指導により、不適正処理の早期発見・早期是正にしっかりと取り組んでまいります。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） ありがとうございます。

産業廃棄物等を行政代執行する場合は、これ全部税金でやっています。三重県の場合、過去にもございますので、そこら辺を含めて、やっぱりその辺の前もってそういうことを処理させて、後で税金を使用するようなことがないように、ぜひお願いしたいと思います。

もう時間もありますので、この件に関しましてはまた環境生活農林水産常任委員会のほうでさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、新興感染症への対応について質問をさせていただきます。

昨年5月、新型コロナウイルス感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが2類から5類に変更されました。それから1年以上が経過し、この夏には第11波と言われる感染拡大の波が訪れております。この10月からはワクチンの定期接種も開始されます。

廣議員も先日質問をされましたが、いろんな意見がありますので、私は別のほうから質問をさせていただきたいと思います。

以前に比べると感染状況に関する報道機会も減り、県民の新型コロナウイルスに対する危険意識も低下しているように感じております。新型コロナウイルスやインフルエンザといった感染症については、適度に恐れず、必要な認識を持って対策、対応をしっかりと理解して行動すれば安全であると言われております。

県民一人ひとりの理解と対策を求めていくためには、行政から感染状況や予防等に関する十分な情報を伝え、対応を促進していくことが必要であると思います。

他方、医療を提供する側の体制整備も必要でございます。将来、新興感染症が蔓延した場合、例えば医療関係の病棟等が逼迫し、医療を続けることができなくなる状態、これは絶対に避けなければならないと思っております。新型コロナが発生して今に至るまでの経験を生かして、準備をしていくことが必要でございます。

現在、医療関係者に対し、以前のような助成予算が出されていないやに聞

いております。医療関係者からもエプロン、手袋等医療整備に関して病院等が負担しているとのことでありました。

そこでお聞きいたします。新型コロナウイルス感染症の感染状況と対応に関する周知・普及の現状をお聞かせください。

また、新興感染症の発生に向けて医療関係における感染拡大防止の取組も促進しながら医療提供体制の整備が必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいるのかをお聞きいたします。

[松浦元哉医療保健部長登壇]

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、新興感染症への対応について御答弁を申し上げます。

まず初めに、感染状況の周知・普及の現状でございますけれども、新型コロナウイルス感染症については、先ほど議員からも御紹介のありましたように、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、日常生活は平時に戻っておりますが、病原性が変化したわけではなく、依然としてこの夏も山がありましたけれども、夏冬の流行の波を繰り返しているという状況でございます。

そのため、県民一人ひとりが正確な情報に基づき適切な行動が取れるように、感染状況を把握し、迅速に情報提供を行うことが必要となっております。

新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、季節性インフルエンザと同様に、週1回、あらかじめ指定した医療機関から新規の感染者数を報告してもらうことにより、週単位で発生状況を把握し、県のホームページ等で公表しております。

そこで、感染拡大時におきましては、知事定例記者会見等やSNSを活用しまして、県民への基本的な感染対策について注意喚起、呼びかけを行っておるところでございます。

県民の皆さんが感染症の正しい知識を持って、適切な感染対策や行動を行っていただけるよう、今後も引き続き感染状況を把握し、適切な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

それから、議員から御紹介のありました医療機関での対応につきまして、新型コロナウイルス感染症のときにはいろんな補助金があったのに、5類になった以降はないということに関してでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応につきましては、医療機関で感染予防対策や个人防护服について、これまで補助金や診療報酬の特例措置にて特別な対応がコロナ禍のときにはありました。ですけれども、令和6年3月末をもちまして終了し、4月からは通常の対応に完全移行したというところでございます。

そうした費用につきましては、診療の実態を踏まえまして、診療報酬にて評価を行うということで、県としましても昨年度以来、国にその評価をきちっとしてくれということで要望してきたところでございますが、医療機関からは十分な見直しが行われていないのではないかなというような声もありますので、引き続きこれについては国に要望していきたいと考えております。

それから、新興感染症に向けた医療機関への支援でございますけれども、各医療機関の感染拡大防止の取組につきましては、今年度から各医療機関が施設・設備整備に係る費用につきまして補助事業を実施しております。

例えば、個室病室の整備ですとか稼働式のパーテーションの設置等の施設整備、あるいは簡易な陰圧装置や検査機器、HEPAフィルター付きの空気清浄機等の設備整備など、医療機関における感染対策の強化を、そうした補助金で促進しているところでございます。

こうした個々の医療機関の取組を支援しながら、新興感染症の発生に向けた県全体の医療提供体制の整備につきましては、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえて、本年3月に策定しました三重県感染症予防計画、これに基づきまして県と医療機関等との間で病床の確保ですとか発熱外来の実施等に関する協定、医療措置協定と呼んでおりますが、これの締結を進めているところであり、これにより新興感染症が発生した場合には、速やかに医療提供体制が構築できるように整備を進めているところでございます。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） ありがとうございます。

二、三日前にちょっと電話をいただきました。実は御主人が新型コロナにかかりましたと。奥さんも当然かかりました。38度以上の熱が出た。そのとき、大きな病院に行けないのでかかりつけの病院へ行かなきゃならない。

ところが、かかりつけの病院とか医師がいない方は結構みえるんですね。

だから、どこに行ったらいいんですかと聞かれまして、私は、健康センターはるるって松阪市にそういうところがあるんでそこへ電話をしてくださいと。地域のそういう診てくれる病院を紹介してくれます。

ただ、診てくれない病院もありますよということ言われたんです。だから、私、ちょっと心配していますのは、新型コロナに関して、まだ多くの方がその医療の状況を理解できていないというか、あれがあると。保健所へ電話をしたらしいんですけど、保健所の対応は全然、何かあんまりよくなかったから、私は松阪市のほうやったんで、保健所へ近かったんで、直接聞いて、診てくださいって。そこら辺に関して、保健所の状況って全然聞こえてこないんですよ。今、新型コロナに対して保健所って何をされとんのかな。指導やら何して今まで一生懸命いろんなんやって。だけど、結局、保健所が言うたことは、家にいてください、買い物に行かないでください、誰か知り合いに御飯をもらってくださいと、前回のときはそうでした。

今もそんな状況かどうか、ちょっと保健所というのはどうなんですかね。もし分かれば。同じような対応をされとんのか、それとも保健所は新しい対応をされとんのか、もし分かればちょっとお聞きしたいんですけど。

○医療保健部長（松浦元哉） 保健所の対応につきましては、新型コロナウイルス感染症時と変わらず、以前は感染された方を追いかけて状況を把握しておったわけですが、5類になった以降はそういったことはしておりませんけれども、県民の皆様方の相談には適切に対応するようにしておるところでございまして、議員がおっしゃったように、ちょっと相談がうまくなかったということでしたら、そんなことのないようにきちんと保健所に通知をしたいと思っております。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） ありがとうございます。知事にもちょっと答えてもらおうと思ったけど、後でまたお聞きさせてもらいますわ。

この新型コロナ、本当に医療をやっている方々の対応がもうバラバラなんですよね。日本は医院というか、病院というか、結構ある。海外の場合は、もう病院といったら大きなとこしかない。そんな感じです。

ただ、日本の場合は、医療は全部診てもらえる、誰でも診てもらえる。これ、日本しかない、国民皆保険制度。

後でベトナムの話が出ますけど、もう御存じやと思いますけど、ベトナムに行きますと、救急車は病院持ちです。救急車、病院持ちなんです。ですから、電話した人が病院に払わなあかん。

それともう一つ、もうこれはもう中国も一緒なんですけど、診てもらいますと、まず初めにすること、薬を買うこと、注射器を買うこと。もうそれで医者に見てもらおう。要するに、お金だけ出さないで。

日本の場合はそれは絶対ないんですよ。これは国民皆保険、本当に日本だけが守っていただいた制度。

ただ、その中にあっても各病院、医院の対応がちょっと違っているようなことがあると。ここら辺の指導について、うちはもう新型コロナを一切しません。それはそれで当然やし、施設的にできない場合がある。けどやっぱり、そこら辺の多くの方は新型コロナを診て欲しいし、薬も今のところはないと。そういう指導を今、されとるということなんですけど、再度聞きますけど、病院、医院に対して、診ない方々への対応ってどうされているか、もし分かれば。

○医療保健部長（松浦元哉） 新型コロナの5類移行前には、新型コロナウイルスを診てもらえる発熱外来等の情報提供をしておりました。通常の医療提供体制になったものですから、かかりつけ医等で御相談いただくということになっておりますけれども、かかりつけ医等がない方については、まず最寄りの医療機関に電話していただいて、こういう状況だけでも診ていただけるとかということで、結構多くのクリニック、内科を中心に新型コロナウイルス

を診ていただける病院があると思いますので、引き続きそういった相談があれば対応していきたいと思っておりますし、議員からの御質問もありましたので、そういった状況についても把握していきたいと考えております。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。どこの医者へ行ったらええんやとか、診てもらえやんとか、そういう方がまだまだみえるということで自体がまだ周知されてないのかなと思いますので、ぜひこっちから皆さんに周知をしていただくようお願いしたいと思います。

これをもって終わらせていただきます。

続きます、3番ですが、介護人材の確保についてということでお話をさせていたきたいと思ひます。

介護施設における人材不足はますます顕著になっており、このまま人材不足の状態が続けば、介護を必要としている方が十分なサービスを利用できなくなる状況が生じるおそれがあります。国内の人口減少、少子化・高齢化の現状を考えれば、介護を日本人のみで行うのは厳しい状況となつてきていると思ひております。

私は、9月9日から11日まで4名の議員でベトナム・ホーチミン市を訪問し、介護に関する施設、送り出し機関、私立のヒューテック大学、これは越日工業大学というんですが、これの介護に関する視察を行つてまいりました。

（パネルを示す）この写真は、ヒューテック大学のホームページのトップページに載せていただいた写真でございます。これは日本語がほとんど分かる日本語学校の方々が見えておりました。

そして、学生さんたちの思い等を聞かせていただき、日本のためにそこまで行つていただいているのかと感動もいたしました。

次に、ちょっと写真、またお願ひいたします。（パネルを示す）これは、実は私どもが行つた介護施設。ここの後ろに写っている皆さんは、実はこの9月、10月、11月に三重県の介護施設にみえる20名の方々です。この前に行つた施設では去年、15名のうち10名を三重県の介護施設に人材派遣をして

いただいたということを伺っておりました。

先ほど言いましたように、三重県の介護施設に来られる20名の方々とも交流をさせていただきました。三重県としてはインドネシアとの連携を促進しているようですが、すぐに成果が出るようなものではないのではないかと思います。私自身、県内介護施設団体から人材確保について、ベトナムとの協力体制について県への支援をお願いしたいとの声をいただいております。そして、話をさせていただいています。

介護施設が人材不足で厳しい状況にある中、行政として介護施設が介護人材を受け入れるための支援を積極的に行っていくべきだと考えております。他の都道府県では、外国人人材を対象にしたものを含め、介護人材確保のために支援制度を多数設けており、積極的に取り組んでいるように聞いております。

そこでお聞きいたします。三重県における介護人材不足の現状と今後の見通し、人材確保に対し県としてどのような支援に取り組んでいるのかをお聞きいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 介護人材の確保について御答弁を申し上げます。

まず、介護人材の不足の現状と県としての取組でございますけれども、日本社会全体で人手不足が深刻化する中、本県の介護現場においても介護職員の確保が喫緊の課題となっております。県内の令和5年度の介護関連職種の有効求人倍率は4.03倍と、全産業の1.27倍を大きく上回っているという状況でございます。

来年、2025年には団塊の世代が全て75歳以上となり、さらに令和22年、2040年にかけては、要介護認定率が特に高くなる85歳以上の高齢者が大きく増加する一方で、サービスの担い手の中心である生産年齢人口は減少していくと見込まれておりますので、本県が実施した介護人材の需給推計によりますと、2040年には約5600人の介護職員が不足すると推計しているところでございまして、介護人材確保の取組をさらに進めていく必要があると考えてお

ります。

人材確保の解消に向けては、働きやすい職場環境の整備を進めた上で、新たな人材を確保していくという、人材確保と定着促進の好循環が生まれるような取組を進めていく必要があると考えております。

人材確保に向けた取組といたしましては、ハローワークと三重県福祉人材センターが連携しました無料職業紹介や就職フェア開催などによるマッチングの支援、介護福祉士修学資金の貸付、あるいは介護職種の仕事の魅力を発信するみえ福祉・介護フェアなどの開催に取り組んでおるところでございます。

また、職員の定着促進に向けた支援としましては、職場環境の改善に積極的に取り組む事業所を評価する、働きやすい介護職場応援制度でありますとか、人材育成・定着の専門的な助言を行うアドバイザーの派遣、介護職員からの悩み相談に対応する相談窓口の設置、職員の体力的な負担軽減につながるような介護ロボット・ICT機器の介護現場への導入支援、介護職員の処遇改善加算の取得支援など、そういった支援に取り組んできたところでございます。

引き続き、若い世代を対象にした人材確保対策を実施するとともに、介護人材の裾野を拡大する取組を進め、介護人材の不足の解消に向けて取り組んでまいります。

そのような中で、議員も御紹介になりました外国人の介護人材の活用でございますけれども、国内の人口が減少する中で人材確保の取組を進める上では、外国人材の受入れが不可欠な状況となっております。

外国人材の受入れに係る支援策としましては、これまで外国人留学生の奨学金の支給に係る支援ですとか、介護技術・日本語教育の集合研修に対する支援などを行ってきたところでございまして、さらに今年度におきましては、昨年度に外国人介護人材受入実態調査をいたしまして、その結果を踏まえて、これまでに外国人材を受け入れていない事業所が結構たくさんあるものですから、そういった事業所を対象に受入制度ですとか外国人の生活文化などを

理解するためのセミナー、個別の相談会を開催するなど、支援策を強化しておるところでございます。

外国人介護人材の確保に当たっては、近年、アジア諸国の経済発展があることとか、あるいは円安、日本の物価高騰、こういった影響もありまして、外国人介護人材の獲得競争が激しくなっております。

こうした中で、外国人介護人材の確保に向けた支援策をより一層充実していく必要があると考えておりまして、さらに踏み込んだ外国人材と受入介護施設のマッチングですとか受入環境の整備に対する支援について、現在検討を行っているところでございます。

[29番 野口 正議員登壇]

○29番（野口 正） ありがとうございます。

外国人の、これはベトナム、ミャンマー、インドネシア、いろいろあると思うんですけど、今、三重県の介護施設にどれぐらい入っているのかというのは大体把握されているのかな。

それと、その中でどれぐらいの方が1年のうちに入ってから辞められるのか、もし把握していれば教えてください。なかったらいいです。

○医療保健部長（松浦元哉） 離職の状況については把握はしていないんですけど、県内でどれぐらいの外国人材が働かれているかにつきましては、一番多い県内特定技能制度というのがありますけれども、それでいきますと、これにつきましては令和6年度で全体としては594名の外国人の方が特定技能1号を活用されて働いておられます。

[「それは介護」と呼ぶ者あり]

○医療保健部長（松浦元哉） 介護現場でございます。国別で言いますと、ベトナムが212名、インドネシアが125名、フィリピンが89名などとなっております。

[29番 野口 正議員登壇]

○29番（野口 正） ありがとうございます。結構多数の方がやっただいて、日本のお年寄りのためというので。

僕は施設を1回見させてもらいました。本当に学生の皆さん、一生懸命勉強しとる。1年ぐらいてN4まで取られると。N2と言うと、日本人の私らでさえ取れんのかという心配もしていますが、N4で日常的な生活をされているかと思います。本当にそう思うと一生懸命やっておられる。本当に日本のために生活をかけて一生懸命やられている。昔みたいにベトナムの学校やなんかはかなりお金を取った場合があったんですけど、そこら辺も改善されつつあると。

そんな中で本当に一生懸命やっている方々を日本に迎える以上、日本側の施設とかそういうところに関しても、やっぱり行政としてある程度指導とか、関知というとまた語弊があるかも知れませんが、やっぱりそこら辺を確認した上で、退職する方を減らす、また介護試験やらを受けやなあかんで、そういう人たちのあれもせなあかんと思うんです。そこらも含めて、やっぱりやっていたかかないと大変だと思います。

知事にこれ、ちょっとお聞きしたいんですが、実は私どもが行きましたときに、人材派遣会社の社長、これ、レロンソンさんやね、結構大きな会社。この方、実は聞きましたら、日本の国会へ2回ほど参考人として呼ばれてされとったらしいんですわ。その方がぜひ知事にお会いしてほしいと言われたんですけど、なかなかそんなわけにはいきませんので、お伝えはしておきますと言いましたんで、ちょっとお伝えさせてもらいます。できれば、今度、ベトナムのほうにも行かれるって聞いています。レロンソンさんはホーチミン市の方ですけど、もし機会があれば、多分ホーチミン市のほうだと思いますんで、そこで夕食会か何かがあれば、ぜひ御招待していただいて、名刺の交換でもしていただければ、また状況やあんなも聞かせていただければと思いますので、これは要望兼お願いですが、どうでしょうか。

○議長（稲垣昭義） 答弁は求めますか。

○29番（野口 正） できたら。もしあれば。

○知事（一見勝之） 私もかつてベトナム国籍の人と2人同僚として働いておりました。非常に勤勉で、日本人よりも勤勉な方もおいでになりました。真

面目に事業に取り組んでおられます。

他方、介護業界の人と、これは公務だけではなくて政務でもいろいろお話をしますけど、やっぱり人手が足りない、何とかせないかんということ、何とかしてほしいという要望も聞いております。もう多くの事業所が外国人の方を雇っておいでになられまして、これから、技能実習で私も国でやっていたけど、技能実習の制度、これが育成就労に変わっていきます。だんだん定着率も上がるように対応していくということになります。

介護に関して申し上げますと、そういう声が現場もすごく多いですね。介護に関して言うと、国でその技能実習のことをやっていたときに、介護の話も横で見えてたんですけども、もうこれ国と国との競争になっています。中国や韓国は、アジアの国から非常に高い給料で介護の人材を持ってきています。日本は出遅れていました。それを制度を五、六年前に変えまして多くの方は入ってくるようにはなったんですけど、まだまだ足りやんということで、県では今年度、国内のセミナーもそうですけど、海外でも人を集めるためのセミナーをやるということで、予算も用意をさせていただくということにさせていただいているところでございます。

もう介護業界の方で外国の方に入ってきてもらうのは待ったなしで、かつ国を選んでいく余裕はもうありません。先ほど部長のほうからもベトナム、インドネシア、フィリピンと人数を申し上げました。これからもっと増えてくると思います。インドネシアに限らず、ベトナムに限らず、多くのところ、これからミャンマーとかスリランカとか、そういったところに人材を求めていく必要があるかと思っています。あらゆる機会をとらまえて、また議員からも御紹介をいただきたいと思っておりますし、多くの方にお会いさせていただいて、これは実は国と国との競争と言いましたけど、県の間でももう競争になつとるわけですね。他県で支援制度がどれだけ充実しているか。それで、今、三重県でやってるもんが足りなければ、三重県のやり方がいい悪いとかいうのではなくて、新しいものをつくっていかないと我々が年を取ったときに、もう年を取っていますけども、介護していただけないという状況が出

てくるんで、行政は常に前に向かって進んでいかなきゃいけない、県民のために、そう思っておりますので、また御紹介をよろしくお願いします。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） ありがとうございます。日本に来ているベトナム大使からも介護人材締結の話、ぜひと実は言われております。ぜひよろしく願いしたいと思います。

介護って本当に大変だと思います。あんまり時間がないと言ったんですけど一言だけ。介護する人って、一生懸命介護しとつても、誰がためにやっとしても見る人から言うと、虐待やとかそういうことを言われるんです。よく介護の方が言われたのは、もうやっておられんと、暴れる人を押さえるのに、体の大きい若い子を押さえるのに押さえました、だけど、それは虐待だと言われて、私から言うたら、それは正当防衛と違うんですかと言うたら早速新聞に書かれて、本当に大変なことがありました。おかげで18本ばかり電話をいただきましたが、そのうち17本は激励の電話でございまして、1本だけは私が所属している精神障がい者団体の役員から、おまえ、ええかげんにせえと言われましたけど、そんな状況で介護って大変だと思うんです、在り方やそんなも含めて。ですから、そこら辺を含めてぜひいろんな意味で大変だと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

これで終わります。

続きまして、4番といたしまして災害協定についてお聞きしたいと思います。

三重県はプレハブ建築等と災害時における災害協定を結んでおります。先ほど日本ログハウス協会から三重県との防災協定の話をいただき、県に話をさせていただきました。

8月の18日から20日まで能登半島震災の現場を視察いたしました。4月にも山崎議員が言われました三重県議会防衛・防災議員連盟で能登半島の輪島市等を視察いたしました。今回は、前回行けなかった珠洲市を含め輪島市その他を視察いたしました。今回視察しましたのは災害住宅の状況、原状回復、

住民の方の意見交換等の視察でありました。災害が生じたときは、すぐの対応としてプレハブ建築協会、日本トレーラーハウス協会等が住宅施設の建設を行い、住民生活の環境整備を行います。

しかし、能登半島災害のように、2年後の災害住宅から新しく自宅に戻ることができるような状況ではないと思います。多くの方がプレハブではなく木造住宅を希望され、今回、石川県は多くの木造住宅を設置しております。当然、これらは国の補助金等も活用されると思いますので、国の方針でもあります。

木造住宅、ちょっと写真をお願いいたします。（パネルを示す）これ、私が見せていただいた日本ログハウス協会がつくられた住宅です。上は瓦になっています。下は木造で、豪雪地ということで、雪が降るということでちょっと上げてやっています。内装も本当に木造ですんでいいです。それと、暑さ寒さにも木造ですからやっただけ。そういうことを言っておられました。住民の方も話をしたときに、もう壊れた家には帰れないだろうと、申し訳ないですけど、私たちに新しい家を建てる余力はもうないですと。ですから、これがもうついの住みかになります。

県のほうにも確認しましたら、これらの施設は2年後、市や町へ明け渡して、多分市営住宅、町営住宅になるような話をされておりました。長く住み続けなければならない住宅であれば、プレハブ住宅より当然木造住宅であり、屋根の上には瓦がある、そんな住宅を必要としていることを住民の方からもお聞きさせていただきました、先ほど述べたとおりです。

三重県としてもこれらのことを日本ログハウス協会を含めた建設業等と木造住宅について検討することもよいのではないかと思います。行政としてどのように考えているのかをお聞きいたします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、被災時の木造応急仮設住宅の建設につきまして御答弁いたします。

応急仮設住宅の供与期間は、災害救助法によりまして、原則、最長2年と

なっております。ただし、特に必要と認められる場合は、1年を超えない期間ごとに延長は可能となっており、東日本大震災や熊本地震では2年を大きく超えて供与された例が少なくありませんでした。

また、能登半島地震におきましては、高齢化や過疎化が著しい地域などで、仮設住宅をそのまま木造住宅、いわゆる恒久住宅として転用することを前提に、ぬくもりを感じやすい木造でその一部が建設されております。

応急仮設住宅の建設につきましては、公営住宅や借上型の応急住宅、いわゆるみなし仮設住宅などで必要数を確保できなかった場合に、市町から県に対して建設候補地を示した上で必要戸数などを要請していただき、県はそれを基に協定締結先の団体と協力しながら建設するという流れになっております。

県では、これまで木造の応急仮設住宅の建設に関して六つの団体と協定を締結しております。さらに現在、御紹介のありました日本ログハウス協会と新たに協定締結に向けての調整を進めておるところでございます。

被災者の長期居住や恒久的な住宅への転換など、市町からの応急仮設住宅建設への御要望に柔軟に対応できるよう、引き続き災害発生時の備えを強化してまいります。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） いろんな団体と協定を結ぶことは僕は必要やと思うし、採用していただくのはこれはもう本当に大事なことです。さっき言うたように木造住宅、これの重要性というか、これは地域によって違うって聞きました。神戸市で地震があったとき、このときはもうそういう木造じゃなくてやっぱり緊急でやって、あとは町自体が活力でやっていけるんですよという話は言われていました。

それと同時に、能登半島のようにあまり住民がいなくて、道路網ができてないようなところは、これはもうさっき言ったように災害があってもできない状況ですと、どうしますかって言われたときに、ああ、どうすんのやと。住民の方ももう住んでおられない。だけど、地元へ住みたい。そういう

方がおられたときは、やっぱりプレハブとかああいうところじゃなくて木造の住宅であり、そして知り合いがいるということが本当に大事なんです。金沢市でこの豪雨で避難されている方もいますけど、やっぱり知っている人とその地域で暮らしたい。地域で暮らす以上は環境、生活についてはいいような方向でやっぱりしてほしいということがありましたので、ぜひこれはいろんな団体と結んでいただいて、そしてその木造ということについてお願いしたいと思います。

知事、少しぐらい木造住宅というのについて興味ありますか。あるんやったら少しの時間で。もうあんまり時間ないですけど、もしよかったらお願いします。

最近、言われとるんですよ。野口さん、あんまり知事に質問せんで言われて、嫌とんですかと言われたんやけど、決して嫌てませんし。

ただ僕、電話番号を教えてもらってないんで、分からないんですわということのを言わせてもらうんで、今回は知事にちょっと。

書くときに知事要りませんって言われたんですよ。いやいや、そんなことないです。知事にも振りますからと言うてお願いしたんで、ぜひ。

○知事（一見勝之） 木造は、三重の木づかい条例も議会で作っていただいておりますけれども、三重県の木は非常にいい木でございます。

また、三重県の木に限らず、先ほど議員もおっしゃいましたけども、木造の家というのは非常に温かい雰囲気をやっぱり感じさせますんで、ストレスもかなり少なくなると思います。被災された方はただでさえストレスが多いところでありますので、そういった環境で住まわっていただくのが大事かなと思います。

理事が先ほど御答弁申し上げましたように、日本ログハウス協会とも協定を結ぼうと今、考えておりますので、これからプレハブに限らず、木造についても広く検討していきたいと思っております。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） よろしくお願ひ申し上げます、これを終わらせていただき

ます。

次に、河川についてお聞きいたします。

河川のほうに二つばかりちょっと聞きたいもんですから、もうこれちょっと時間的にもありませんので申し訳ありません。

河川的环境整備についてお聞きいたします。県も、行政も河川の重要性については理解していると思います。河川は、県民の生活において重要な地位を占めておりますし、防災、その他災害について環境整備の重要性が理解できるものだと思います。

そこでお聞きします。河川環境については多くの団体、地域の住民の方々が環境整備のために努力をされています。誰もが知っているところであります。河川整備については国、また県、市町等の協力の下、河川の安全を守っております。

写真をお願いします。（パネルを示す）これは知事が早速お越しいただいて、堀坂川の西中学校のグラウンドの前の川の崩落したところです。私も次の日に見させてもうて、本当にすごいなとそのとき、業者の方だと思うんですけど、1日で土のうを積んで安全を確保していただいた。本当にすごいなと思いました。

ただ、このとき、聞きましたら、あそこに穴が開いていて、県に要望も出している。そして、埋めてもらったということでした。

そんなも含めて、やっぱりふだんからそういう河川を見ている人たち、この人たちを大事にせなあかんと私は思っています。そういう人たちがいろんな面で自治会の方であり、NPO法人の方々だと思います。

そこでお聞きしたいんですが、河川管理者として河川環境の安全、環境を守るために取り組む団体への支援、例えば工事作業においていろいろな支援方法を考えていただき、関係者をお願いすることができないか、方法がないかお聞きします。

すみません。もうついでにと言っては何ですけど、教育委員会のほうも同じ河川の関係ですので、ちょっと質問させてもらいます。

また、河川においては水で遊ぶこと、川の勉強等のため、子どもたちの教育の場でもあります。

例えば、内水面漁業組合などは最近、子どもたちへの川への理解のために多くの事業をされております。内水面漁業の関係の方だったと思うんですけど、いろいろ問題があったところがございますので、ちょっといろんな言いにくい方がみえますが、本当に今、一生懸命やっておられました。鮎やアマゴの釣り大会、また河川の整備等、多くの子どもたちが川と親しむ機会をつくっていただいています。

そこで、他の学校教育団体、また自然と親しむ団体等が河川の勉強や体験を行っていますが、時として河川に汚濁や汚染物が流されたりして、環境を破壊し行事ができなくなるようなことがあるように聞いております。川の自然を守るために努力をしている団体等に対して、どのような指導、助成等を行っているのかも教育委員会のほうにお聞きしたいと思っておりますので、重ねてよろしくお願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、私のほうから河川的环境整備についてお答えいたします。

河川環境の保全に取り組まれている地域住民や環境保全団体の皆様に対しては、議員から御紹介のとおり、日頃から大変御尽力いただいております。河川管理者としては非常に感謝しているところであります。

県では、こうした活動に関して、河川除草の自治会委託制度や河川美化ボランティア制度を設けまして、その制度によって除草や清掃に係る委託費の助成や物品の提供などの支援を行っております。

こうした活動についてですが、近年、参加していただく住民の方々の減少が課題となっております。そのため、自治会委託制度や河川美化ボランティア制度をより使いやすくするために、事業の最低実施面積の緩和や助成金の引上げなどの制度改正を令和5年4月に行いました。これにより両制度とも、令和4年度に比べ令和5年度の取組数が若干ですが増加しているところで

ります。

引き続き、地域住民の方々が参加しやすい制度としていくため、参加される皆様や地域住民の御意見を伺いながら、制度の見直し等について検討していくとともに、まだまだ制度を知らない方が多くおられると思いますので、企業や団体等にも幅広く制度の周知を図っていきます。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、小・中学校における河川環境教育の取組について、御答弁申し上げます。

小・中学校においては学習指導要領に基づきまして、各教科や総合的な学習の時間等の中で環境に関する教育を行うとともに、地域や学校の特色を生かした河川も含めた環境保全に関する教育活動を推進しているところです。

例えば、教科の学習としましては、小学校の社会科では下水などの廃棄物の処理について、理科では流れる水の働きについて学習いたします。中学校の理科では、身近な自然環境を調べる学習を通しまして自然環境の保全について考える学習をしています。

また、総合的な学習の時間等の中では、例えば松阪市の中学校では県環境学習情報センターの職員を講師として招きまして、学校近くの櫛田川の水生生物の採取や水質環境の調査等を行い、環境保全の大切さについて学んでいます。

紀北町の小学校では、地元の漁業協同組合と連携しまして三戸川での稚鮎の放流を行っておりまして、郷土の環境を守り大切にしていける意欲や態度を育てています。

教育委員会では、今後とも河川を含めた環境を大切に守ろうとする態度が子どもたちに養われるよう、市町教育委員会と連携しまして地域の特色を生かした環境教育を推進してまいります。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） 実は昨日、自治会の役員から呼ばれまして、河川の草刈りを今しとると。これはNPO法人になられたみたいなんです。機械を買っ

たんですって。何か45度までできる機械ってあるんですね。僕、そのビデオを見せてもらったんです。無線機でこうやりながらやっている。

野口さん、考えてくれと。もうみんな80歳を超えてんのやと。私の同級生の方だったんで、私が一番若くて72歳やと。そんな人に草刈りとか土砂の泥さらいをせえって無理ですよと。かといって、県とか行政、市に頼んでもやってくれないと。どないするんですかって言われました。どないするんですかと言われても、私もどないするんですかとかしか言いようがないような状況です。これ、本当はこんなこと言うとならあかんので、何とかしなきゃならない。そのために今、ボランティアとかいろんな団体の方がやっている。

ただ、そのためには、NPO法人の方がやるとやっぱり値段が、価格が安いんで、一般の入札と違うんで、それは当然そうだと思います。継続ですんで。また、地域の方なんで。ただ、そういう人たちに対して、これ前も言っていることなんですけど、やっぱりそれなりの援助なり支援をしていかないと駄目になるかという思いがありますので、もう時間がありませんので、質問ということよりも意見として言わしていただきます。

また、教育委員会のほうに関しては、ぜひこれから、本当は河川のこと、内水面の関係の方、これはうちの田中議員が組合長もされていますんであれなんですけど、なかなか言いづらいところがあるんで私がちょっと代わりに言わせてもうたんですけど、ぜひそういういろんな団体がやってるときに支援をお願いしたいと思います。

時間がもうございませんので、何か最近、途中、いつも尻切れでしてないということでしたが、ちょっと君が代のほう、時間のあるだけさせてください。原稿もあるんですけど、もうなしで最後。

コロナ禍で君が代を歌う機会が少なかったということ。私自身としては君が代っていうのは平和の歌で、外国のように人を殺せとか血の海からとか、そういうもんは全然ないんです。本当に平和な歌です。

昨日もちょっと同じような考えの人と話ししましたら、野口さん、君が代って、君が代というのは天皇ということであって、君が代と誤解している、こんな

万葉集から取った平和の歌は日本だけですよ。だから、そこの中で大きな声で歌う歌ではありません。これはもう僕も理解しています。

ただ、いつも見ていると歌わない、歌っていない。これは校歌のことを思ったら全然歌ってない。

なぜこれを言うかと言うと、私、初めて質問したんはもう二十何年前です。これは、市議会議員のときにしました。そのときに、これも前から言うてとることですけど、同じ仲間の人から右翼かとかいろいろ言われました。いや、そうやないんだよと。世界中、どこへ行っても自分とこの国歌、日の丸を見て頭下げやん、歌を歌わん、そんな国ってありませんよと。それは国じゃないですよということを言わせていただきました。

私の意見だけ言って申し訳ないですけど、こうやって毎回言うていかない、改善してもらわないとあれなんで、私が言ったということでまたいろんなところで反対の人がおるかわかりませんが、そういう人たちに議会からも意見が出とんのやということを言っていたら、やっぱりちゃんと教えるべきは教え、理解をしていただく。

一言言いたいことありますか。あるんやったら今のうちに言ってください。なかったらもう時間があれです。ありますか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○29番（野口 正） ありがとうございます。じゃ、ちょっと意見を言わせていただきます。

申し訳ありません。本当に申し訳ない。教育長ももうやるべきことはやっていたらいいし、もう分かっているんで私も、一生懸命やっていたらいいし、ちゃんと成果も出させてもらっています。初めの頃に比べたら本当に子どもたち、一生懸命歌っているし、いい傾向にきています。だけど、世界から見たらまだ情けない。だから、私はこれからもこの君が代について、これからも何遍もこれを言い続けて、この国の教育のもととなる日本国民であるというこの大事さを知らせるべきですし、教育委員会として当然すべきことなんですけど、いろんな諸団体もありますやろし、いろんな問題もある

のでできない部分もあるかもわかりませんが、そういう方々も大分よくなってきましたので、ぜひこれを、君が代を多くの方に、また私たちも斉唱できるように頑張りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます、これで質問を終結させていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。2番 伊藤雅慶議員。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇・拍手〕

○2番（伊藤雅慶） 皆様、改めましておはようございます。会派、新政みえ所属、三重郡選挙区選出の伊藤雅慶でございます。本日も私の質問や、また御提案の趣旨が皆様のお心に届くように、できるだけ丁寧に進めてまいりたいと、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また冒頭、私からもこのたびの能登豪雨によりお亡くなりになられました方々に哀悼の誠を捧げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

私もこの7月に会派の方々と現地訪問し、珠洲市長をはじめ多くの方々の御縁をいただきました。今後も関係者の皆様とともに、でき得る支援を

行ってまいりたいと、そのように思っております。

加えて、能登半島支援に当たっていただきおりました助けあいジャパン代表理事の石川さんから、この24日、電子メールが届きましたので、少し原文を御紹介いたします。執行部の皆さんにもお会いをいただきましたトイレトレーラー派遣、いわゆるその仕組みをつくられた石川さんということであります。

原文を読みます。「9月に入ってやっと復旧・復興のめどが見えてきた能登半島がまたしても試練に直面。一般社団法人助けあいジャパンは、ネットワーク参加全自治体と状況の把握と応援準備体制を確認しながら、再派遣に向けての準備を整えました。これからも日々一刻と状況は変化していくと思いますが、最大限の支援をしていきます」と、力強い文章が書かれておりました。また、最後は「災害派遣ネットワーク、みんな元気になるトイレを形成しておいて心からよかったと思っている次第です」という言葉で締めくくられておりました。

三重県から派遣されました職員の方々、またその派遣を御英断くださった一見知事をはじめ県行政の皆様、心より感謝を申し上げますとともに、再び被災地支援に向かわれる当該団体をはじめ、災害派遣ネットワークに参加する全ての自治体の首長の皆様、関係者の皆様に改めて重ねて感謝を申し上げます。能登半島の日も早い復旧・復興を大きく願いながら、ただいまから質問に入らせていただきます。

大きな1番でございます。より安全で機能的な道路ネットワークの構築を。より安全で機能的な道路ネットワークの構築を望む中、本日は国道306号菰野町区間の現状を申し上げ、できるだけ早期に、かつ計画的に安全対策を講じていただくように要望いたします。

まず、当該箇所位置でございますが、菰野町北部にある朝上地域の2区間が主に該当いたします。一つは、日本酒の銘柄でも有名になりました田光区にある相生橋とその周辺になります。

ただ、この区間は既に対策が開始されており、令和9年度中には橋の拡幅

や歩道整備等が完了する予定であるというふうに私は伺っています。このことにつきましては、三重県の対応に改めて感謝を申し上げます。完了までの間、私も引き続き事業を注視してまいりますので、県行政には計画的な事業執行を改めてお願い申し上げます。

よって、今回の要望の中心はもう1区間の安全対策になり、具体的には狭隘区間の解消、歩道整備、交差点改良等の要望であります。自治会は主に杉谷区というところになります。

(パネルを示す) パネルをちょっと出します。こちらでございます。本狭隘区間は沿道に民家も多く、このパネルでいきますと、ちょうど真ん中あたりに菰野インターチェンジがあると思います。そしてまた、菰野町と書いてある表示があるんですが、その少し右上になりますが、そこが狭隘箇所ということで、この地図は国に要望させていただいたときに持っていった資料になります。

本狭隘区間は沿道に民家も多く、生活道路としての利用も多いことや尾高観音、尾高高原、三重県民の森など菰野町北部の集客エリアへのアクセス道路でもあることから、地域も町行政も一日も早い安全対策を望んでいます。

(パネルを示す) 先ほどの地図からもう少し分かりやすいというのか、近づけた地図になります。ちょうど②番のところの道路看板ですね、上の方の空のところにある、ちょうど左に曲がると尾高高原というふうに書いてあるのかなと思っております。そういったアクセス道路の中にある、その区間が大変狭隘で歩道もない、あるいは右折レーンもないというようなところで困っております。

現状は、大型車両のすれ違いに余裕はなく、歩道もない状況であります。

さらに本区間の起点でもある草里野交差点は、旧国道306号と現国道306号の分岐点でもあり、旧道利用者も多いことから右折レーンを設置していただき、慢性的な渋滞発生を抑制、緩和するよう求めています。

もう少し今度は道路の状況が分かるものを出させていただきます。

(パネルを示す) まず、大型車両、杉谷区というところで菰野町杉谷と看

板が出ておりますが、この大型車両がこのように並べば、かなり歩道がなく狭い状況がもう写真を見ていただけて分かっていただけだと思います。

その次のパネルを出させていただきます。（パネルを示す）こちら、先ほど見ていただいた方向と反対側の方向になるんですが、草里野の交差点の信号が見えております。菰野町のバスのかもしか号の前を高齢の方が歩いてみえるんですが、こんな状態で大型車両がその後ろに並べばずらっと並んでくる、そんな状況でございます。

そして、続いてまた出させていただきます。（パネルを示す）これが草里野交差点を今度は北から南方向に向かって見ております。例えばオートバイ、このまま真っ直ぐ走っていただくと、今の国道306号を走っていくわけなんですけど、ここを右折すると旧国道306号に向かうということで、この右に曲がる車両等が非常に多いところから、ここで右折待ちをしておる車の後ろにずらっと並ぶ渋滞がかなり多いという状況になっております。

そして、少し渋滞の状況を見ていただきます。（パネルを示す）このように、この先100メートルから200メートルぐらいのところに草里野交差点があるんですが、そのような渋滞が頻繁に起きております。

（パネルを示す）その反対側、今度は北方向に向かって見ると、やはりちょうどここも交差点になっておりまして、ここを左に曲がっていくと、先ほどの尾高高原に向かっていく交差点になるんですが、これはいなべ方向に向かって見ておる状況でございます。ずらっと車が並ぶ、こんなことが慢性的に、しかもこの写真は今から数年前の写真ですので、現状はもっとひどい状況になっております。

私も地域住民の1人として、このような危険な状態を放置できないとの思いから、町議会議員時代であった10年ほど前から地域の声や実態を取りまとめ、機会を捉えては菰野町の行政、あるいは三重県行政に改善を訴えてまいりました。

また、この間、平成29年10月には菰野町議会名で、そして令和4年5月には、私が当時所属をしておりました会派名で、同僚の議員の方々と国土交通

省道路局に要望書を提出しております。

加えて、平成30年9月と令和3年11月には、関係自治会の皆さんと町行政、県行政に要望書を提出しております。

長らく問題・課題を抱えて近隣住民や道路利用者は、日々危険な交通環境や慢性的な渋滞等に悩み続けています。また、近年、交通量が増加し続けており、一層危険な状況となっていることから、一日も早い対策が望まれますが、担当部長に御答弁を求めます。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、国道306号菰野町区間の安全対策について答弁いたします。

国道306号については、現在、菰野町田光地内において歩道の新設を含む相生橋の拡幅や橋梁前後の歩行空間の整備を、議員の御指摘のとおり、令和3年度から進めております。まずは、この田光地内の事業の早期完了に向けて注力してまいります。

また、同国道の菰野町杉谷地内について、長年にわたり地元から渋滞対策、交通安全対策の御要望をいただいているところではあります。道路管理者としても、その課題については認識しているところであります。

県としては、菰野町や地元関係者と意見交換を行いながら、安全・安心な道路環境の確保を基本とした効果的な対策について、検討を進めてまいりまして、田光地内の事業完了後、速やかに杉谷地内の事業に取り組めるよう進めてまいります。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇〕

○**2番（伊藤雅慶）** 御答弁ありがとうございました。本当によく前向きというのか、いい御答弁を聞かせていただくことができ、地域の皆さん、また関係者の皆さんもまずは安心していただいたというふうに思いますし、何より私も長らくこの要望活動をしてまいりましたので、時間はまだかかるというふうな状況も感じるところはございますが、ありがたく受け止めさせていただきます。田光区間の完了後ということでありましたので、ぜ

ひその田光区間も遅延することなく計画的に進めていただくように、改めてお願い申し上げます。

また、8月に出席をさせていただきました三重郡3町議会の正副議長会議で、朝日町議会から提出された北勢バイパス四日市・朝日交差点の安全対策についても現場で私も確認を数回させていただきました。見させていただいたところ、交差点が狭いこと、あるいは複雑な形状から問題が生じているというふうに私も感じましたので、県としては事故等に発展する前に所管の三重河川国道事務所に対し改善を図るよう、しっかりと訴えていただきたいなということもこの場で言わせていただきます。

やはり道路整備や道路ネットワークの構築というものについては、利便性の向上はもちろんではございますけれども、それ以上に安全がまず確保される、このように今後は一層関係者間で地域課題を十分に共有を図っていただきながら、対策を整備計画に十分反映させていただくように、改めてお願いを申し上げます。

そして、国道306号に話は戻りますが、とにかく交通量の増加が著しく、最近では国道477号、いわゆる湯の山街道との交差点である菰野交差点から菰野町役場庁舎前の菰野大橋北交差点までの区間で、頻繁に渋滞が発生するようになりました。この状況から菰野小学校の保護者の方からも菰野交差点のさらなる交通安全対策を求める声があるというふうに伺っております。今後におきましても地域課題、地域要望を真摯に受け止めていただくとともに、関係機関とも連携をしていただいて、さらに安全で機能的な道路交通環境、道路ネットワークを構築いただきますようお願いを申し上げ、大きな2番の質問に移らせていただきます。

続きまして、大きな2番でございます。三重県が誇る庭園、庭園文化を活かした「ガーデンツーリズム」推進を。

三重県には伊勢神宮の神苑をはじめすばらしい日本庭園、洋風庭園がございます。私の住む北勢地域で一例を挙げさせていただければ、まず菰野町には国登録記念物の横山氏庭園があります。また、この庭園は昭和の作庭家、

重森三玲氏が手掛けた日本庭園で、三重県では唯一の作品であり、大変貴重なお庭でございます。桑名市には、鹿鳴館の設計で有名な建築家、ジョサイア・コンドル氏が設計した洋館と池泉回遊式の旧諸戸氏庭園がある六華苑、また豪商の隠居所として作られた諸戸氏庭園もございます。どちらの庭園も国指定名勝であります。このほか、なばなの里やいなべ市の梅林公園も大変人気があります。

北勢地域の庭園を一部御紹介しましたが、県内にはまだまだ魅力的な庭園がたくさんあると思っております。もっと御紹介したいところですが、時間の関係もございますので、皆さんもぜひ一度お調べいただいて県内各地に足を運んでいただければ幸いかなというふうに思っております。

そして、今回この魅力的な三重県の庭園等をつなぎ合わせることで、新たな周遊型観光をはじめ、三重県各地のさらなる活性化が図られるのではないかとこのように私は期待をしております。

国土交通省もインバウンドで人気の高い「庭」をテーマとしたガーデンツーリズムを推進しており、庭園間の周遊ルートの設定や登録を制度化しています。

(パネルを示す) これがそのパネルになります。ジャパンガーデンツーリズムというふうなことで、このような取組がなされ、パンフレットを見ただけでも大変心が安らぐようないいお庭がたくさん写っております。そして、これを開けると、(パネルを示す) そこに17登録されたその周遊コースが書かれております。こちら見させていただきますと、近いところでは静岡県、あるいは和歌山県、京都府ということはあるんですが、残念ながら東海3県が入っておりません。

しかし、これはピンチがチャンスといいたいでしょうか、三重県がしっかりとやっけていただくということは、逆に言えば大変インパクトの大きい事業かなというふうに私は思っております。

まずは、庭園等の管理者が地方公共団体等公的団体と協議会を立ち上げ、ガーデンツーリズム計画を作成し国交省に申請をします。その計画が認めら

れば、先ほどお示しさせていただいたジャパンガーデンツーリズムとして登録され、公表される流れとなります。

ちなみに、先ほども申し上げましたが、現在、全国で17の計画が登録され、それぞれ魅力的な周遊ルートが紹介されています。

何度も申し上げますが、三重県にはほかの都道府県に負けない庭園や公園、そして植物園等があります。また、現在さきに紹介しました横山氏庭園、六華苑、そして日本三大武将庭園の一つである、国指定名勝に指定されている津市の北畠神社の北畠氏館跡庭園が連携し、ジャパンガーデンツーリズム登録に向け計画策定に取り組んでおられます。

三重県は今年3月、花とみどりの三重づくり条例に基づく、花とみどりの三重づくり基本計画を策定しました。庭園や庭園文化は、まさに花や緑のよさ、大切さを再認識できる貴重な学びの場となるというふうに私は考えております。

それらも含め三重県のガーデンツーリズムを推進すべく、現在登録に向け取り組まれているジャパンガーデンツーリズム計画の策定に県としてしっかりと参画をしていただいて、必要な支援を行っていただくとともに、県内の庭園や公園、植物園等を文化資源や観光資源として、さらに振興を図るよう要望いたします。この件につきまして観光部長にお考えをお伺いします。

〔生川哲也観光部長登壇〕

○観光部長（生川哲也） 庭園を活用したツーリズムにつきましてお答えいたします。

日本政府観光局、JNTOがインバウンド誘客を目的に、令和5年に実施しました世界22市場を対象とした国外旅行・訪日旅行に関する調査によりますと、旅行の主な目的としまして、庭園や花の鑑賞が、食を楽しむ、テーマパーク、美術館巡り等の芸術鑑賞に次ぎまして第4位となっております。

また、国内旅行者を対象に本県が実施しました令和5年観光客実態調査では、自然や風景を見て回るが、本県を訪れる旅行目的の第1位となっております。

このように庭園や花、自然は国内外の旅行者にとって非常に人気の高い旅行目的となっております。

本県におきましても、議員から御紹介のありました施設のほかに、津市にあります高田本山専修寺でありますとか、松阪市にあります旧長谷川治郎兵衛家、さらには伊賀市にあります旧崇広堂など歴史や趣を感じることができる庭園があるほか、既に多くの人々が訪れているなばなの里や梅や桜の名所などがたくさんございます。

これら魅力的な観光資源である庭園や花の名所を食や体験、宿泊などと組み合わせることで周遊を促していくことは、本県への旅行者の滞在や宿泊の増加につながるものと考えております。

そこで、県としましても、こうした庭園や花の名所等につきまして、例えば桜の開花情報などをタイムリーに観光三重ホームページ等で情報発信したり、海外のメディアや旅行会社に現地を御視察いただくツアーなどの取組を進めておるところです。

県内各地の庭園や花の名所等がそれぞれのよさを発揮し連携をしていただくことは、本県の新たな旅行目的の創出につながることから、国が進めるガーデンツーリズムの登録を目指して地域で協議会が組織される際などには、県としても参画をいたしまして、広域的な視点から取組を支援してまいりたいと考えております。

また、それぞれの庭園等の魅力をほかの観光資源とともに広く発信することで、インバウンドを含め観光誘客につなげてまいります。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇〕

○2番（伊藤雅慶） 大変前向きな御答弁ありがとうございました。私も、非常に楽しみになってきましたので、ぜひ県のその役割をしっかりと発揮をしていただいて、また地域の皆さん方と協働しながら頑張っていたきたいというふうに思っております。

関係者の方に少しお話を伺いましたが、この登録に先立って先ほど横山氏庭園と六華苑、あるいは北畠氏館跡庭園、御紹介をさせていただいたその3

園を巡るツアー、伊勢国お庭街道というものをその3園で企画をされて、インターネット予約をもう始めたというところでもございました。受付開始10分で満席ということで、1日で124人のキャンセル待ちが出てしまうほど、物すごく、もう皆さん、御本人、関係者の人たちも驚くような反響ということでもございました。そのため、急遽開催日を年内に3日追加したと。それでもまだキャンセルというのか、それでも行けない方が出てくるということで、来年4月にも実施をいただくというふうにも伺いました。私としても、本当に三重県のこの庭園というのがコンテンツとしても非常に価値があるということ、改めて感じるようなお話を聞かせていただいております。

今後の県の積極的な取組に期待をさせていただくとともに、県内に数多くあるすばらしい庭園、公園、植物園等が同様に連携し、協議会の拡充をはじめ、第2、第3の登録や三重県各地の活性化、周遊型観光の発展、インバウンドの増加等につながることを大きく御期待いたします。

そして、少しここから私の思いが大きいのですけれども、三重のガーデンツーリズムやこの庭園・庭園文化の振興・醸成が図られた暁には、三重県の魅力を海外で発信すべく、姉妹提携しているバレンシア州や、あるいは産業政策、農業食品、巡礼道における協力と連携を促進する覚書を提携しているバスク自治州などに日本庭園の作庭を提案してはどうかなどしていただけないかなというふうに思っております。

三重県、特に志摩市には志摩スペイン村や志摩地中海村、あるいは近鉄志摩磯部駅の建物などスペインとのつながりをすごく感じるような素敵な施設がございます。スペインにも日本を、とりわけ三重県を感じられる交流拠点があれば、日本や三重県との国際交流やアウトバウンド先としてスペインがさらに注目をされ、両国、両地方政府間で観光や産業、教育、芸術、文化、スポーツなど幅広い分野でさらに交流が促進され、活性化が図られるのではないかなというふうに私は考えます。

そこで、やはりその鍵を握るのは、私は日本庭園、またそのたたずまいは三重県が誇る伊勢神宮に通ずるような空間がよいというふうに考えます。宮

域のような豊かな自然、生物多様性、日本人の精神文化が宿る日本庭園が両国、両政府の架け橋として魅力的な交流拠点になるものというふうには私は考えております。拠点が整備されれば、きっとスペイン国内、さらにはヨーロッパの人々が日本文化や伊勢神宮、そして三重県を知るきっかけとなり、インバウンド先に三重県が選ばれるのではないかと、そのように期待をしております。

大きなお話ではございますが、スペインのパンプローナという都市にあるヤマグチ公園の中には、山口市との姉妹都市提携締結15周年を記念して1997年にヤマグチ日本庭園が設置された事例もありました。

また、今年3月に会派でスペインを訪問させていただいた際、在バルセロナ日本国総領事館首席領事からは、スペインの人々の日本文化への愛着やリスペクトを丁寧に聞かせていただきました。毎年のように日本の食やアニメ、桜のお花見などイベントが開催されているとのことでもあります。私は、これら全てがガーデンツーリズムと親和性が高いというふうに感じております。

また、昨年10月にスペイン大使館を訪問した際、和やかなフリートークの中で、大使には日本庭園をスペインにつくって交流拠点にしませんかと雑談の中で申し上げたところもございます。

加えて、バレンシア州政府の要人には、知人の造営関係者に作成いただいた日本庭園や庭園文化のよさがわかる、そんな資料を少し見ていただきたいなと思ひまして、つくってスペイン語に翻訳もして手渡しをさせていただいたところです。

(パネルを示す) まず、日本語版ではこんなような形でつくってくれました。こちらにあるのが、資料があれなんですけど、とにかく日本庭園を語る上で、この伊勢神宮は欠かせられないというところから入っていくというふうに、その関係者は言うておりました。

(パネルを示す) そして、次にそのスペイン語版であります。これもスペイン人の方に見ていただいたら非常に分かりやすい、さらに言うと、神秘性であったり、三重県とのつながりとか非常に感じるいいものをつくられま

すねというふうにお褒めいただいて、早速その造営関係者にもそんな話をさせていただいたところでもございます。

2027年には、バレンシア州と三重県との姉妹提携締結35周年を迎えます。三重県のガーデンツーリズムが忍者のように、三重県を代表するようなコンテンツに成長すれば、例えば周年事業の一環としてこんなことを進めて、日本庭園の作庭を進めていけば、それが大きな話題を生み、両国、両地方政府の交流が一層促進されるものかなというふうに考えます。かなりこれからこのガーデンツーリズムについては、特に三重県としても今から頑張っていたくという段階ではございますけども、大変夢のあるプロジェクトというふうなことで私は考えております。このガーデンツーリズムの推進を図ってほしいなと改めて申し上げたいというふうに思いますが、もし知事にその気持ち、お考えがあれば少しお伺いできたらなと思います。御感想でも結構です。

○知事（一見勝之） 日本庭園、非常にきれいなものがございまして、私も桑名市の六華苑、ジョサイア・コンドルの建物はすばらしいですけど、その前にある庭園も非常にきれいな庭園であるというふうに思っています。

ヨーロッパは英国式の庭園と、それからフランス式の庭園とありますけれども、日本庭園はどちらのよさも持っているし、それから自然を借景も使いながら公園を形づくっているので、両方の庭園にない魅力もあります。恐らく外国の人はとても好きな、感動するんだと思いますので、御指摘をいただいたようなガーデンツーリズム、ほかの県もやっておられます。この間、新潟へ行ってきましたけども、新潟は観光で三重県の2歩も3歩も4歩も前を進んでおられて庭園街道をつくっておられますんで、そういったことも勉強しながら三重県でもそういったものをできないかなというのは考えていきたいと思えます。

スペインにもバルセロナのグエル公園とかいい公園がようけあります。スペインの方々のお知恵も借りるとするのも一つの考え方かなというふうには思っております。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇〕

○2番（伊藤雅慶） 知事、御答弁ありがとうございました。御感想も含めてですね。

本当に周年記念、35周年ということはあるんですけど、それに限らないというふうにも思っておりますので、しかるべきときにそういうふうな形になれば大変うれしいなと私は思っております。

三重県としても造園関係者等をそのときに派遣する、共同作業すれば造園文化とか造園技術の発信にもつなげられて、一層意義深い事業になんのかなというふうには私は思っております。両国、両地方政府が常若で未長く友好関係を築くこと、また共同してつくり上げた庭園で日本酒やワイン等を飲む、あるいはいろんなものを食べる、そういった食文化を楽しめれば、両国あるいは世界中の方々がその地で深く交流いただけるのではないかなというふうに思っております。

それも含めまして、まずはこの三重県のガーデンツーリズムをしっかりと醸成を図っていただくようお願いをしまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、大きな3番、子どもたちを取り巻く環境についてでございます。今から3点御質問をさせていただきます。

まず、1番といたしまして、学校施設等における防災備蓄品の備蓄状況についてお伺いをいたします。

この質問は、中学生の保護者の方からの声を受けたもので、大規模な地震や台風など帰宅困難な事案が発生した際、校舎で待機する児童生徒が口でできる食料、飲料水等の備蓄状況が学校によって違うと聞いたことから御心配で相談がありました。

また、このような状況から県として小・中・高等学校にかかわらず、備蓄品に対する補助を行い、県内学校の防災対策の水準を上げるなど、災害に強い学校づくりを一層進めるべきではないかという御意見も賜ったところでございます。

そこで備蓄品等の取扱いについて県教育委員会に現状確認をしたところ、

まず国の方針としては、文部科学省が策定した学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインが基準となっていました。その中で、例えば非常食や飲料水等は、個々人の備蓄品として毎年度初めに各家庭で準備し学校に持参、学校はその備蓄品を保管すると記述されています。

次に県の方針であります。平成23年12月に県教育委員会が策定した三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉を基準にしています。その中で、例えば食料や飲料水については、学校の孤立を想定する場合は3日分、孤立しないが帰宅困難を想定する場合は1日分、3食備蓄すると記述があります。

さて、県教育委員会からは、国、県の指針や本年3月に県が策定した学校における防災の手引に基づき、県内の公立小学校、中学校、県立学校に備蓄を促していると同いしましたが、全567校を対象に行った令和5年度学校防災取組状況調査結果の概要についてを確認したところ、例えば水の備蓄については91.3%、食料については92.2%でありました。また、令和4年度に比べわずかでも備蓄が増えた品目は水と簡易トイレのみで、食料は横ばい、発電機や照明器具、毛布、感染症対策関連品に至っては備蓄が減っています。この結果からも、県は対策を講じるべきかなというふうに感じました。

加えて、国のガイドラインや県の方針、手引等で推奨されている備品、備蓄品の備蓄状況は、学校や品目によって差異があることが分かりました。

例えば、国・県の方針は食料や飲料等の備蓄は自助、すなわち個人負担となっていますが、その方針自体が備蓄の妨げになっていないのか、あるいは備蓄場所の確保や管理については、学校が課題に感じ、結果として備蓄が進んでいないのかなど、いろいろとさらに丁寧に調査し対策を講じるべきというふうに感じております。

元日に発生した令和6年能登半島地震や8月末から9月初めに日本列島を襲った台風第10号、あるいはこのたびの能登豪雨、また近い将来発生が危惧される南海トラフ地震など、多くの経験や情報、予測から県民皆さんや子育て世帯は不安を抱え、さらなる安全・安心な環境を求めています。

県教育委員会、県行政におかれましては、種々の計画策定や事業の推進・勸奨への情熱を、ぜひ実態調査で表面化した課題等への対策にも注いでほしい、そのように思っております。また、対策後もP D C Aサイクルをしっかりと適切に運用していただいて、常に最良の環境を整えていくことが望ましいというふうにも考えます。適切な運用を求めます。

加えて、今回の実態調査は県内の公立学校が対象となっていたことから、私立学校の実態はどうですかというふうに伺いましたが、答えとしては把握はしておられないと県の教育委員会からはお話を伺いました。後日、担当されておるといふ環境生活部の私学課のほうはどうですかというふうに確認をさせていただいたら、これも把握していないということでした。

私の思いを申し上げれば、学校防災において全ての児童生徒の安全が確保されなければならないというふうに考えておりますので、非常にこの返事は残念ではございました。

さて、25日の倉本議員の一般質問でもるる御指摘がございましたが、改めて三重県として災害に強い学校づくりの観点から、現状の学校防災全体の取組やさきに例示した調査結果における備蓄品確保等をどう分析され、今後に生かすお考えなのか、教育長にお伺いをいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○**教育長（福永和伸）** それでは、学校での防災備蓄の状況等について御答弁させていただきます。

災害発生時、児童生徒が学校に待機することとなった場合の備蓄については、県教育委員会が策定しました三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉、これを踏まえまして実施しています。まず、県立学校では、通学範囲が広域ですので、公共交通機関の運休等により帰宅困難となる場合があるということを想定しまして、災害時の備蓄を進めています。

また、災害の備蓄品を購入する際には、その性質に応じて自助による購入と公助による購入に整理をしています。

水、食料につきましては、まず各学校が自助、要は保護者負担によって1日分の備蓄をし、これに加えて、先ほども御紹介ありましたように、孤立するおそれがある学校に対して、県教育委員会が公助として追加で2日分を購入しまして、合計3日分の備蓄としています。このほか毛布、簡易トイレ、投光器、発電機などの防災資機材については、県教育委員会が公助として購入しています。

それから、公立小・中学校につきましては、児童生徒の通学範囲は限られているんですけども、状況によっては学校待機になることが考えられるために、市町教育委員会に対しまして、災害時に想定される状況に応じて各学校で必要な備蓄を進めるように働きかけを行っております。水、食料につきましては、自助による備蓄のほか、市町が備蓄しておりますので、その水、食料を利用することを取り決めておくなど、各学校が保護者、市町の防災担当と相談しながら備蓄を進めています。

県教育委員会では、引き続き、県立学校の備蓄について公助として購入する物資の予算確保に努めてまいります。また、他地域における対応事例も参考にしまして、学校として備蓄すべき物資、数量、購入時の負担の在り方がこれでよいのかどうか、必要に応じて検証を進めていきたいと思っております。

公立小・中学校につきましても、年に1回は事務局職員が市町教育委員会を訪問しております。そこで学校防災について意見交換をしておりますので、こういった機会などを通じて、災害に備えた備蓄が適切に進むよう働きかけを行っていきます。

基本的に学校における備蓄といいますのは、学校における防災の方針が、まずは災害が発生した場合は保護者と連絡を取って、学校に来ていただいて引渡しする対応が原則になっております。被害状況によっては、保護者がすぐに迎えに来られず、校内で待機させる可能性がありますので、1日分の備蓄をまずはしていこうという考え方ですので、待機が長引く場合は、その避難所に移っていただくとかいうことになると、それはその市町で備蓄をして

いるもので対応させていただきますので、学校の備蓄は今の量でいいのではないかというふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げたように、各地域の事例も踏まえまして、今後検討をさせていただきます。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇〕

○2番（伊藤雅慶） 答弁、ありがとうございました。これからまたしっかりと取り組んでいただきたいということに尽きます。

さきの調査を見させていただきましたところ、著しくポイントが低かった項目が情報収集、情報伝達の手段の導入でありました。情報は今や命綱でございます。例えば、災害時のWi-Fi確保や今年度導入予定の防災アプリの普及、活用も含め、当該分野の充実を図ってください。

そして、ぜひとも公立のみならず私立のほうの情報共有もぜひお願いしたいなというふうに思っております。三重県全体で災害に強い学校づくりに努めていただきたく、そのことをお願い申し上げて次の質問に移ります。

次は、学校や地域等における高温対策についてでございます。

昨今の常態化した危険な暑さ、気候変動による高温対策も極めて重要であると私は考えます。政府は熱中症対策を強化すべく、4月24日から各都道府県内の全ての観測地点で、翌日の暑さ指数が35に達すると予測された場合、対象の都道府県を公表し、これまで以上の熱中症対策として運動や外出の自粛、イベントの中止や延期、公共・商業施設等のクーリングシェルの開放などを要請する熱中症特別警戒アラートの運用を始めました。

ちなみに、暑さ指数、WBGTと横文字であるんですが、これは気温や湿度、日射・輻射熱の三つの要素を取り入れて熱中症の危険度を可視化した指数で、例えば運動に関する指針では、暑さ指数31以上で気温が35度以上であれば危険レベルと判定し、運動は原則中止となります。そこまでに至らない暑さ指数28から31、気温31度から35度であっても厳重警戒レベルとなり、激しい運動は中止というふうになっております。このほか3ランク設けられており、5段階評価の中で最も危険度が低い判定のほぼ安全レベルは、暑さ指数21未満で気温24度未満ということでありました。

また、9月に入ってからようやく今、少し秋らしく感じるようにはなりましたが、毎日のように発表されておりました熱中症警戒アラートは、暑さ指数が33以上になったときに、環境省から各都道府県に発表される注意喚起であります。

この発表が出ている日、気温が35度を超えれば暑さ指数の最上位である危険レベルに達していることから、体育の授業や運動を伴う部活動等は原則中止ということであるというふうに思っております。

仮に気温が31度から35度であっても、本アラートが発令されていれば厳重警戒レベルであることから、激しい運動は中止ということになります。

今年は昨年以上に危険な暑さが続き、本アラートも頻繁に発令をされています。体育授業や部活動等、学校活動に対する影響や対応について、またお伺いをいたします。

そして、校外活動として子どもたちが参加する地域行事等にも影響が出ているのかなというふうに推察するんですが、例えば市町等がどのように対応されているのか県として把握している、情報共有しているところがあれば、また後ほど聞かせてください。

加えて、施設や設備などハード面の暑さ対策についても、危険度・優先度を判断し、計画的に対策を進める必要があるというふうに私は思っております。

例えば、公共施設や学校施設等の屋外に設置された鉄棒であるとか運動器具、遊具、あるいは手すり、ベンチ等は、昨今のような気象状況下でも子どもたちや御高齢の方たちがやけどやけがなく安全に利用、使用できるのか。屋外プールも同様に安全に使用できるのか。屋内運動場の暑さ対策は十分なされているのか。通学路も含め登下校時の暑さ対策は十分なされているのか。弁当を持参する、例えばそういった中学生等の子どもたちは、暑さ対策、衛生管理上は十分なされているのか、様々危惧します。

熱中症警戒アラート等の情報発信による安全確保、いわゆるソフト対策のみならず、子育て環境の向上という観点や子どもたちの自主活動、さらには

住民の日常生活での手すりやベンチ等の利用、使用に至るまでいろいろと想定し、施設や設備等の安全性を高める努力、高温対策が必要であるというふうに私は考えます。

具体的には、施設や設備の素材や塗装、被膜、設置場所、屋根設置等による遮熱対策など、種々検討できるというふうに思っております。

そして、さらに今後の気温上昇によっては、エアコンを導入した教室でさえ安全が確保できない可能性があります。既に対策を講じた屋内であっても丁寧な実態把握に努め、必要に応じて断熱材を増やしたり、あるいは遮熱に優れた複層ガラスを導入するなど、更新の際、省エネ化も見据えた改善を図っていただきたいなど、そのように思っております。

子どもたちは日々様々な活動や体験を通して多くを学び、生き抜く知恵を身につけていくものというふうに考えます。地球温暖化から地球沸騰化にフェーズが変わったと言われる時代に適応した子育て、子育て環境をどう構築し、子どもたちの命と健康、成長を確保していくのか、真剣に御検討いただきたいと思います。特に当事者の声をしっかりと取り入れる、インクルーシブデザインでいろいろと推進していただきたい、そんなふうな思いを持っております。

教育委員会と、そしてまた、環境共生局に現状と課題、今後の展開をお伺いします。

また、県有及び県管理施設等のハード対策については、なかなか統一的な見解ができないというふうなことを言われておりますので、今回はその部分については問題提起にとどめさせていただきます。

御答弁をお願いします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、学校での高温対策について御答弁させていただきます。

まず、ソフト面の取組から申し上げます。WBGT、この指標を活用しまして、この指数が31以上である場合は、体育や部活動等の運動は中止、それ

から指数が33以上となった場合は、運動以外の行事も中止、延期を検討すること、これを各学校に対して周知徹底しています。

また、県教育委員会が主催、共催する部活動の大会等におきましても、WBG Tが31以上の場合、試合を一時中断し中止・休止・延期の検討を行うこととしています。

また、県内29市町におきましても、県に準じWBG Tが31以上の場合、運動を中止する対応を行っていただいています。

こういう方針を受けての各学校における熱中症防止の具体的な対策なんですけれども、比較的WBG Tが高くない早朝や夕方時間をずらして部活動の練習を行うとか、大型扇風機や簡易ミストなどを設置して環境を整備するとか、運動後の冷却用にシャワーや空調の整った教室を開放するなどの取組が行われています。

また、先ほど触れられた弁当の管理ですけれども、教室内の空調を常時運転することで腐敗の防止に努めておりますし、保護者等において断熱素材を用いた容器などを購入し対応いただいているということも聞いています。

これからも引き続き、夏場を迎える前の適切な時期にWBG Tを活用した判断基準について周知と注意喚起を行うとともに、各学校において工夫された好事例を情報共有・横展開することによりまして、熱中症対策を徹底してまいりたいと思います。

それから、次にハード面ですけれども、県立高校の体育施設への空調整備を進めているところです。既に令和5年度補正予算と令和6年度当初予算におきまして、武道場への空調設置の予算を確保しておりまして、今年度中の全校設置に向けて動き出しています。

また、体育館の空調設置につきましては、武道場に比べて規模が大きいですので、年間に施工できる数、これは限界があるんですが、令和7年度以降に避難所として指定されている学校から順次着手していきたいと考えています。

それから、公立小・中学校のほうですが、これは空調設置に当たって国の

補助金の活用が可能になっています。特に体育館への空調新設につきましては、断熱性の確保を要件にしまして、令和5年度から7年度まで国庫補助率が3分の1から2分の1に引き上げられています。

また、指定避難所となる体育館等への空調設置に当たっては、緊急防災・減災事業債の活用が可能となっています。

県としましては、学校設置者である市町に対しまして、国の財政支援制度を活用した整備の検討を働きかけるとともに、国に対し補助制度の拡充や十分な財源の確保を要望してまいります。

また、先ほど触れられました複層ガラス、熱伝導率の低い素材を導入した施設・設備の整備につきましては、他施設でも導入事例とかほかの自治体における先進事例なども参考にさせていただき、修繕や改修の時期に優先度も判断しながら検討していきたいというふうに考えています。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） 私のほうから、熱中症対策の推進に向けた県の取組状況についてお話をさせていただきます。

県内では、今年観測史上初めて最高気温が40度を超えるなど最も暑い夏となり、熱中症対策の重要性がさらに高まっております。

国は、熱中症対策を一層推進するために、気候変動適応法を改正しまして、熱中症警戒情報、これはいわゆる熱中症警戒アラートと呼ばれますが、それを法律に位置づけまして、さらに一段上の特別警戒情報を創設、また市町村長が指定暑熱避難施設、これはクーリングシェルターと呼びますけれども、それを指定することができる制度としたところでございます。

この改正気候変動適応法の全面施行を受けまして、本年4月に県のほうで市町向け説明会を開催しまして、熱中症対策の情報収集等を行っている機関であります独立行政法人の環境再生保全機構と連携をいたしまして、クーリングシェルターの指定の要請でありますとか、イベント開催時の対応を含めた全国の先進的な取組事例の共有等を行ったところでございます。

例えば、クーリングシェルターですけれども、全国に先駆けて県内全市町、

29市町で公共施設やショッピングセンター等が指定されております。加えまして、尾鷲市では地域の薬剤師会等と連携をして11か所の市内の薬局を指定されております。

県では、こうした取組事例を県の情報誌に掲載するなど広く発信をさせていただいております。

熱中症対策のさらなる底上げにつながりますよう、今年度の取組事例を含めまして情報収集を行い、引き続き庁内の各部局、市町等と情報共有を図ることで、それぞれが主体的に取り組む熱中症対策をより一層推進してまいりたいと思います。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇〕

○2番（伊藤雅慶） 御答弁それぞれありがとうございました。現在、県としてもいろいろと工夫をいただいて取り組みをされておるということで伺いましたので、まずもって感謝申し上げます。

その上で、今回の質問がハード面のこともたくさん言わせていただきましたが、施設や設備の整備においてさらなる熱中症対策や、あるいは高温対策につながることを期待いたします。

また、県と市町については、さらに連携を密にさせていただいて、好事例を横展開し対策の底上げを図っていただくようによろしくをお願いします。

それで、最後の質問に移らせていただきます。最後は、北勢地域にも夜間中学（学びの多様化学校）の設置をとということで要望させていただきます。

今から6年前、菰野町議会場で私は夜間中学の設置を要望いたしました。背景は、平成28年12月に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律や平成30年6月に閣議決定された第3期教育推進基本計画により、国は全ての都道府県に対し、少なくとも1校は設置・開校するよう取組を推進したこと、そして県はこの決定がなされて以降、県内自治体と連携して検討を開始したということでありました。

当時、菰野町なんですけど、外国人児童生徒や不登校児童生徒への学び直し支援に私としては主眼を置いて提案をさせていただいたところでございます。

それから、6年がたちました。いよいよ来年4月には県立みえ四つ葉ヶ咲中学校という夜間中学が津市で開校する予定であります。6年前は様々な理由で教育を受けられないまま義務教育を卒業された方への学びの場、学び直しという前提でありましたが、今回、三重県では様々な理由で中学校に通えない現役の中学生、学齢期の子どもを受入れも認める学びの多様化学校も併設すると決まっております。

このことは旧来の夜間中学に比べ、異年齢による協働学習により学びの支え合いができるというふうなメリットを感じております。

ただ、現時点では津市での開校ということでございまして、当時から変わらず現在も四日市市やいなべ市をはじめ、菰野町もそうですが、北勢地域には多くの外国人児童生徒がおります。

また、不登校児童生徒も年々増加している状況でございます。

そのことから私はやはり北勢地域にも分校や分教室を開校していただきたい、そのように考えております。

また、このことは三重県が北勢地域の公立中学校の全生徒と公立小学校6年生、そしてアンケート調査に協力いただいた学び直しを必要としている大人の方の調査結果からもうかがい知ることができます。

大人の回答では、回答数3244人のうち、夜間中学で学んでみたい方は468人、うち自宅から近い北勢地域にあれば学んでみたいと答えた方が378人、また小・中学生の回答では、回答数2345人のうち、学びの多様化学校で学んでみたいと答えた児童生徒は459人。そのうち自宅から近い北勢地域にあれば学んでみたいと答えた児童生徒が346人お見えになりました。

誰一人取り残さない学校づくりの実現に向け、北勢地域にもぜひ分校、分教室を開校いただくように望みます。教育長に御答弁を求めます。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸教育長） それでは、北勢地域への夜間中学の分校設置について答弁させていただきます。

北勢地域への分校、分教室の設置につきましては、令和4年度に実施しま

した入学希望調査や今年の春に実施しました、先ほど御紹介いただきました北勢地域の夜間中学等ニーズ調査の結果から、一定数肯定的な声があるというふうに捉えています。

このため、県教育委員会では、北勢地域への分校・分教室の設置について検討を行ってきたところでございます、現在も検討中でございます。義務教育段階の学び直しを求める方々はたくさんいらっしゃいますので、その思いにしっかり応えられるように、市町の教育委員会と連携しながら引き続きしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

〔2番 伊藤雅慶議員登壇〕

○2番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。私、先般、7月3日に四日市市にある北星高校に伺って、みえ夜間中学体験教室「まなみえ」の授業の様子を見せていただきました。大変先生方も熱心で、またそこにみえている生徒も非常に熱心に授業に取り組まれておりました。いい雰囲気でした。

また、四日市市の飲食チェーンが社会貢献、あるいは食品ロス対策として賞味期限が近くなったお弁当の差し入れというのをされて、これも非常に楽しみだというふうな声も聞いておりました。全体通してとても温かい雰囲気が印象的な夜間中学、学齢期のお子さんもおりましたので、学びの多様化学校になっておりました。

できれば、来年度、津市に開校予定のみえ四葉ヶ咲中学校の開校とできるだけ近い時期に、北勢地域にも開校いただくように改めてお願いを申し上げます。

また一方で、私は不登校児童生徒の増加については大変危惧をしております。様々な理由を抱えて地域の学校や希望する学校に通いたくても通えない、そのような子どもたちには受皿や選択肢を用意するだけでなく、行政や学校、家庭、専門職など関係者、機関がしっかりと連携をして、解決に向けて取り組んでいただき、不登校にならなくてよい環境づくりをぜひこれも構築していただきたい、強く願っております。

不登校児童生徒等が地域の学校や希望する学校に通える日が一日も早く訪れることを願うとともに、夜間中学や学びの多様な学校が希望する方々にとって多様な学びや体験ができる場、そして居場所となり個々人の将来につながることを大きく御期待申し上げます。

以上、今回御質問させていただきました。少し内容が多くて早口にもなりましたが、ぜひ私の今回の質問、提案の趣旨を御理解いただいて改善をしていただくことを大きく念願申し上げ、私の質問を終結します。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。47番 西場信行議員。

〔47番 西場信行議員登壇・拍手〕

○47番（西場信行） 一見知事、皆さん、こんにちは。自由民主党の西場でございます。これは松阪木綿です。1年ぶりの一般質問です。よろしく申し上げます。

知事は毎回議会ごとに各議員方にお答え、答弁の機会がありますが、私はこの壇上、年に1回ですからね。365日に1回。しかも、1時間。しかも答弁を入れるとなると自分の発言は30分。1年間のうちの思いを30分に濃縮し

てますんで真剣勝負です。知事、よろしくお願ひします。いいお答えをお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、早速始めたいと思ひます。1番目、地域共生社会の推進です。小さい項目で社会的処方を取組とさせてもらひました。これ、前回の議会で少し話したところなんですけど、もう一度、改めてこの社会的処方、そしてリンクワーカーについて申し述べて入りたいと思ひますが、社会的処方とは孤立などの社会面の困難さを抱えた方に、薬でなく社会とのつながりを提供することで元気にしていく仕組みです。いわゆる薬処方ではなく、居場所や地域の文化サークル活動などにつなげることで処方する仕組み、イギリスの医療現場にて始められたとのことなんです。

そして、その社会処方を行うにはリンクワーカーという役割が重要で、欠かせない存在だと聞いています。リンクワーカーは健康問題や社会課題を抱える方を医療関係者の依頼を受けて社会資源につないでいく仕事をしますが、一方、近年では、医療や福祉の関係者だけでなく、市民同士が地域活動へのつながりを活用したリンクワーカーの取組も進んでいると。

本県の名張市では、数年前からこれをやっておられまして、市民も参加できるリンクワーカー育成研修が実施されておる。後ほども触れたいと思ひますが。

この県内における経緯でございますが、令和2年度、3年度と三重県の事業を名張市に委託しまして、リンクワーカー養成研修をやっております。そして、令和3年度から5年度は、厚生労働省保健局のモデル事業として、三重県国民健康保険団体連合会にあります三重県保険者協議会がリンクワーカー研修を実施しております。国保関係のほうも、予防健康づくりと地域共生社会づくりのために積極的に取り組まれたと、このように聞いています。

この厚生労働省のモデル事業、三重県だけじゃなくて全国各地で実施されておられまして、令和3年度は7府県、令和4年度は6府県、令和5年度は岩手県、秋田県、三重県の3県と、こういうことで、この3年にわたって全て実施しておるのは三重県と秋田県の2県です。こういった取組を4年、5年

続けてきまして、その一つの節目として今年の1月29日に津市内で、地域共生社会・地域包括ケア推進三重フォーラム in 津が開催されまして知事、そして服部副知事も出席されておられました、私も行かしてもらいました。

このように全国的にも先進的存在としての三重県の取組が今後どうされるか期待したんですが、この令和6年度の県予算にその項目が見当たりませんし、取組が後退しているのではないかなという感じがします。これまでの貴重な積み上げが途切れることになりかねず、極めて憂慮すべき状況ではないかと、こう思うんです。

これはどういうことであろうかということはずっと考えておるんですが、この一つの要因ですが、我が県は県庁部局の組織の健康福祉部門が分離されており、医療保健部と子ども・福祉部の二部体制になっておるということで、三重県だけではないですが全国でも珍しい体制です。その中で、特にこのポイントは、この福祉分野に大きなウエートを占める高齢者介護が医療保健部の中にある、長寿介護課にあることのこの一つの影響というものが出てるんじゃないかと。医療と福祉の双方からの関わりが重要な社会的処方、そしてリンクワーカー事業をどこが主に担当するのかというところの部分が少し曖昧になっておるように思います。そういったこの県の組織の現状も懸念する中で、結果として両部それぞれの担当課が譲り合ったり押し付け合ったりという縦割り行政の中にこぼれ落ちていったのではないかなということをおもひまして、この今後重要になるであろうということが後退傾向にあるのが大変残念であります。

そこで質問になるわけですが、県として次年度予算編成が本格化するこの時期に、医療保健部と子ども・福祉部の部局間の調整・連携と問題解決に努められて、社会的処方に欠かせないリンクワーカー活用による本県の地域共生づくりを進めていくべきであると考えるんですが、この点についてまずお伺いをいたします。

〔柘屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（柘屋典子） それでは、地域共生社会に向けた社会的処

方の取組についてお答えいたします。

社会的処方につきましては、イギリスの取組を参考に、国内においても様々な仕組みで取り組まれております。

議員にも御紹介いただきましたように、名張市においては社会生活面で困難を抱えた方を社会につなぐ役割を持つリンクワーカーについて、多様な主体や地域住民等を対象に幅広く養成し、薬の代わりに社会とのつながりを提供する社会的処方を手がかりにした取組が進められております。

県では、令和2年3月に、三重県地域福祉支援計画を策定しまして、地域に暮らす誰もが、様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で互いに支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいや地域を共に創る地域共生社会の実現を目指しているところでございます。

地域共生社会の実現に向けましては、相談者の属性や相談内容等に関わらず、包括的に相談を受け止め、多機関協働による支援などを行う、市町による重層的支援体制整備事業をはじめとした、包括的な支援体制の整備を推進しているところでございます。

名張市が進めておられる社会的処方の取組は、県が目指す地域共生社会の実現に向けて、市町が包括的な支援体制を整備し推進する上で、非常に有効な取組の一つであると考えております。

県としては、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備が県内全域に広がるよう、令和2年度から市町や社会福祉協議会の職員等を対象に、地域で核となる人材を育成する研修を実施しているところです。

課題を抱える方々を支援し、社会参加の実現につなげていくためには、地域においてリンクワーカーのような役割を持った人材の育成や活用を進めることが有効であり、今後の研修では社会的処方の考え方を取り入れた内容としていきたいと考えております。

また、制度や分野を超えた取組が一層進むよう、医療保健部とも連携し、受講対象職員を拡大して実施してまいりたいと考えております。

県では引き続き、市町の包括的な支援体制がより充実したものとなるよう

適切に支援し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 部長、御答弁ありがとうございました。

前向きな答弁をいただいたかなと思うんですが、基本的にその答弁でスタートがあったとしても、少し紹介したように、名張市の取組のように一般市民参加の取組というのが一つあって、地域共生社会を本格的に進めるときは、やっぱり市民を巻き込んだものにしていかなあかんということで、まず初めに、そういう専門的な関わりの深い人を対象に進めていくことはあり得るかもしれないけども、それを拡大していく、市民、地域社会全体にしていくというような方向でこれから進めていただくことを、改めてお願いしておきたいと思います。

次ですが、今、地域共生社会に対する大変前向きな話をいただいたんですが、もう1度とめ直させてもらいたいなと思いますが、国のほうでここ10年ぐらいろいろ動きがございます。生活困窮者自立支援法が平成27年に法律制定されて、その翌年の平成28年に、ニッポン一億総活躍プラン、地域共生社会、そして「我が事・丸ごと」というかつてないこの取組が国から発表されて動いてきました。その後、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立して、そして包括的支援体制が位置づけられて、令和2年、3年と重層事業体制整備事業の法整備、そして事業開始というものが出てきております。

こういった流れを受けて、この近年ですが、本県では、「みんなで広く包み込む地域社会 三重」を掲げて、誰一人取り残さない包括的支援体制を進めるために、令和2年3月に三重県地域福祉支援計画を令和2年度から今年度までを計画期間に策定されています。令和4年3月は、この機会を捉えてということで、ひきこもり支援に特化した計画であります三重県ひきこもり支援推進計画、これを令和4年度から3年間、全国に先駆けて策定していただいています。

こういった中で、令和2年にはこの訪問型アウトリーチなど断らない相談体制、参加支援、地域づくりを柱とします、先ほどお話がありました重層的支援体制整備事業が創設されて、本県では11、あるいは12市町に増えるというような状況であろうと思います。生きづらさを抱える人の支援をはじめとするこの地域共生社会を進めていくという基盤が整いつつある今、この三重県政、一見県政としても、この誰一人取り残さない地域共生社会の実現を県の重要政策として位置づけることが重要だと思うんです。

このことについては、ぜひ知事にお答えをいただきたいと思うんですが、ちょっと時間がないので、もう一つ、先ほどの組織についてお話をさせてもらいたいと思います。

申しあげましたように、これから地域包括ケアシステムや重層的支援体制整備事業が大きく位置づけられて進んでいくわけですが、この二つの位置関係について、少しきちっと整理していかなあかんのではないかと。重層的支援体制整備事業の対象がこの高齢者のみならず介護支援、他の分野の生活困窮者自立支援、障がい者の相談支援に広がっております。すなわち重層的支援体制整備事業は、この地域包括ケアシステムを包含した仕組みであると、このように聞かせてもっています。

これに基づいて、この健康福祉部門の部局組織についてお願いといいますか、質問なんですが、先ほどの二部体制になった平成30年度の本部長の見直しですね、今年で7年目になります。地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムと重層的支援体制整備事業の今後の施策を進めていくに当たり、医療と福祉部門が分離している本県の二部体制のままでは、一定の限界や支障が生じることはないかと、こういう懸念を持ちます。来年度の県庁部局再編課題として、健康福祉部門の現行の医療保健部と子ども・福祉部の二部体制を継続されるのか、統合して一部二局とするのか、また二部にしておいて長寿介護課を子ども・福祉部に移していくかなど、いろいろな選択肢が考えられますが、これらの組織や所管の見直しの必要性についても県当局の認識を伺いたいと思います。

以上、2点です。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 誰一人取り残さない地域共生社会、リンクワーカーのお話を議員からいただきました。これは名張市の前市長、亀井前市長が積極的に進められた非常に重要な施策であると思っております。

人口減少社会の中で公助についても限界があるのは事実でありまして、そのときにやっぱり大事なのは、地域の助け合い、共生ということだと思いますが、共助の重要性というのはますます高まっていると思います。

例えば、8月27日に開催をしました人口減少対策フォーラムというのがありますけど、そこで子どもの居場所づくりに取り組む湯浅さんの講演をいただきました。湯浅さんは主としてこども食堂に取り組んでおられますけど、子どもだけではなくて、生きづらさを抱えた方々、多世代の交流を実現をしていまして、地域コミュニティーとして地域づくりを実践されておられます。

行政としては、生きづらさを抱えた人たち、弱い人たちというふうに言ってもいいかもしれませんが、障がいがある人、あるいは子どもたち、ここに寄り添って支援するということが重要でありまして、そのため三重県でもみえ子どもまるごと支援パッケージでありますとか、あるいは今、改正に着手していますが、三重県子ども条例であるとか子どもを虐待から守る条例、またひきこもり対策なども進めてきているところでございます。そのために、例えばフリースクールによる補助を国に先駆けて始めたりとか、それから障がい者雇用についても促進をし、バリアフリー施策も進めておるところでございまして。

地域共生社会につきましては、先ほど部長が御答弁申し上げたとおり、まずは基礎自治体にやっていただく必要があるんですけども、令和3年度、4年度、5年度、これは議員から御指摘のように、国の予算、モデル事業として研修を県も協力してやってまいりました。令和6年度は、これ名前はリンクワーカーというのは使っていませんけれども、県の独自の予算で研修というのもやっております。重要なんは、この効果を検証してほかに広めてい

くということだと思います。これは必ずしも三重県のやり方だけではなくて、ほかの県でやっておられるいい方法についても効果を検証する必要があると思っています。それを三重県内の各自治体の皆さんに丁寧の説明して、そして前向きに取り組んでいただく、そういった横展開、県の役割を果たしていきたいと思っていますのでございます。

御指摘をいただいた誰一人取り残さない地域共生社会、これは非常に重要なテーマですので、拳拳服膺してこれから県政に生かしていきたいと考えているところであります。

組織につきましては、問題がなんら生じた場合にそれに対して改善をしていけばいい話でございますので、どこがどういう問題が生じているか、そういった辺りを検討するということになろうと思っています。

具体的には今、担当しています医療保健部のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、私のほうからの議員から御提案のありました組織の見直しについて、組織を所管しておる部局ではありませんけれども、現在、長寿介護課を所管している医療保健部長の立場で御答弁を申し上げます。

高齢化の進展に伴いまして疾病構造が変化し、必要な医療・介護ニーズが多様化するなど、医療・介護の提供体制を取り巻く環境が大きく変化をしております。

このような中で、効率的で質の高い医療提供体制の構築と在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を一体的に進めるため、医療保健部として医療と介護、両分野一体となった施策を推進してまいります。

一方で、医療保健部と子ども・福祉部には、ひきこもり支援や発達に課題を抱えた子どもへの対応、虐待が発生した高齢者施設への指導、妊産婦への切れ目のない支援など、両部にまたがるような行政課題が横たわっております。

このため、例えば医療政策総括監が医療的見地から母子保健の取組へ助言・支援を行うなど、決して縦割りにならないように両部がしっかりと連携して今でも進めているところでございます。

さらに今後を見ますと、医療・介護の複合的なニーズは、今後85歳以上人口が増大していきますので、それに合わせて生産年齢人口も減少していくということでありまして、新しい地域医療構想は令和8年度に策定が予定されておるところでございますけれども、この構想では在宅医療と介護の連携を一層強化していくという方向性が示されております。今後、医療分野と介護分野がより密接に一体となって取組を推進していく重要性が高まっていくものではないかと考えております。

そのような中で、健康福祉部門を両部を一体的にしている都道府県というのは確かに議員がおっしゃられたようにあるんですけども、県民の皆様の命や暮らしの安全・安心の確保に関わる現在の医療保健部としましては、医療・介護人材の確保ですとか、地域医療や高齢者福祉を支えるための取組ですとか、感染症対策、さらには食品衛生など課題がある分野が多くありまして、そういったところに機動的に対応していく必要があるということから、現在の組織体制を維持していくことが私としては望ましいのではないかなど、このように思っています。

その上で、先ほど榎屋子ども・福祉部長の答弁にありましたように、リンクワーカーを含む社会的処方について、しっかりと子ども・福祉部として取り組んでいくということでしたので、長寿介護課を抱えている医療保健部としても、その地域共生社会の推進を含めた様々な分野で子ども・福祉部としっかりと連携をしていきたいと、このように考えております。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 答弁していただきましたが、あんまりすっきりした答弁じゃなかったな、お二方とも。

やっぱりいろいろ時代の流れがあって、一つの節目節目があるんだから、そういう節目節目でめり張りがある決断とかそういうものがないと、やっぱ

りいけないなど、こういうような思いをいたしました。

私は、この地域共生社会という流れ、また動きをもう少ししっかり受け止めて、この機会に知事がいつも言われる県政の一丁目一番地はこれですよとか、今の時代、子ども・子育てが一番ですよというような少なくとも県政の3本、4本の柱の中にきちっと位置づけるということをこういう場で言わないと。改めてお願いをしておきたいと思いますが、来年度の新予算の中では、その位置づけをお願いしておきたいと思います。

仲よく連携してやると松浦部長が言われるんですが、それは人間関係、仲よくしていりゃそれでいいんだけど、これは組織の問題だからね。早く始まった地域包括ケアシステムを重視して医療と介護というのを始めた。この流れは間違いじゃないし、そして今、三重県のそれがあるんだけど、今、ここへ来て重層的支援体制整備事業もこれから本格的に動かそうというときに、同じ部ならどんだけでも連携できるけれども、部が違う中での限界というのはあるんだから、今、私の聞いたところはそのように、三重県のようにやっとなのは福岡と三重と沖縄だけ。悪いことはないけれど難しさがあるんだ。だから、来年の4月からとは言わんけれども、もう一度、これを検討してさ、じゃ、その翌年から変えていくと。それにもうついこの間、こども家庭庁もできた。子ども・福祉部だってもう一度仕切り直してやらんならん部分があるしね。あまり時間かけられないから、そういうことで引き続き頼みます。

次、行きます。次は教員確保対策。

これは私、長いこと議員やっとなんですが、小・中学校の質問は初めてじゃないかな。記憶がないんですよ。私と同じ選挙区に、今は松浦さんで、その前が濱井さんでしたが、その前には大野議員、大橋議員という議員の方が見えて、教員の御出身でした。そういう方と一緒にあって遠慮しとったわけじゃないんですが、なかなか発言の機会がなかったんですが、お二方を思い出しながらちょっとこの教育について今日は提言なり、お願いをしたいなと思います。

9月17日に全員協議会がありまして、令和6年版県政レポートに対する県

の回答があつて、その中で教員不足というのに対してどうするかと。県教育委員会のほうは、採用試験の受験者数を増やす必要があると、そのために教職の魅力向上に取り組むと、こういう方針。これは大賛成。これでいいと思いますが、それをやっても頑張っても効果は何年先になるのかということだな。3年でできるだろうか、5年かけていくことになるのだろうか、それだけ時間に余裕があるかということです。いろんな話をその地元行事や、あるいは学校関係者から聞きます。そして、いろんな話があります。教員のこの過剰労働の話というものは聞けば聞くほど深刻です。

しかし、私は現場の経験がないので、それは聞いた話ではありますけれども、いわゆるよく言われる学校の教員の激務とは何かという中で、これも聞いた話ですが、1分間の休みや息抜きもなく12時間働き続けとることをいうと、こういうことがままたあると聞くんです。これ大変なことですね。保護者からの圧力、クレーム、モンスターペアレントですか。ブラック企業になってきておる。こんな情報が飛び交い蔓延すれば、採用試験の受験者はとも増えるとは思えないですね。

この状況をどう打開していくかということを実際に、早急に県として、県教育委員会としてやっていく必要があるじゃないですか。

ざくっとした言い方になりますが、教職の仕事のよいところを内外にアピールしていくということが大事だと思います。これ、いろいろ考えてきましたけど時間がないので、もうそのことをお願いします。

もう一つ、民間企業に比べて福利厚生面では結構充実しているところもあるんかなと思うんですが、そういうところも情報発信に努めるとか、そういうようなことをこれからやっていくべきかなと思っております。

今年の4月、ちょうどこの年度の替わり目ですが、県内の小・中学校において12人の教師の欠員があつたと聞かせてもらいました。ちなみに、昨年12月では48人の欠員であつたらしいです。いろいろ努力されて講師を探されたんでしょう。

しかし、この12人とはいえ、この厳しい結果、現実をそのまま放置して

いっていいんでしょうかということですね。

4月というのは特別の月でして、年度の始まりであり、学校では新入生が入ってくる月でもあります。その大きな節目の4月に、県内の小・中学校で12人の欠員が出るということはあり得ないし、あってならんと、こういうように私は感じます。改めて驚きを隠せないんですが、こういったことが昨年も今年も、また来年もというのが常態化すれば、三重県の教育の根幹に関わる問題じゃないですかね。

こちらだ、ねえ、教育長。今現在がそのときだとすれば、放置する余裕というのは全然ないと、こう思うんです。このような状況になっておるのはどうなのかというところを伺うとともに、この教員不足の緊急対策として具体的にどう取り組むかということについても伺いたい。あわせて、じゃ、本日現在の県内の欠員状況はどうなっているのか、これについても聞かせてもらいたいと思いますが、これも時間がないので私からの思い、提案を、まず先に一つさせてもらいたいと思います。

あくまでも緊急提案ですが、年度初めの4月における教員の欠員が生じている小・中学校に対して即効性のある取組として、県教育委員会に所属する充指導主事を教員不足が発生した学校に緊急的に派遣することを提案したいと思います。この取組が教員不足問題に対する県教委の一生懸命さを県民に伝え、三重県教育への理解、協力につながる契機にもしてほしいと思います。それがこの教員採用の試験応募の一助になればいいなとも思います。

そして、この本来、この県教委における充指導主事が学校現場に行って仕事をするというところの刺激が県教委にとっても、また各小・中学校現場においてもよき効果が得られることを期待いたしたい。あくまでも臨時の緊急事態対応ではありますが、このことについても所見を伺っておきたいと思いません。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、幾つか質問いただきましたので答弁させていただきます。

まず、教職の魅力をもっとアピールということですが、学生の受験者を増やしていくためには、教職のやりがいや魅力についてポジティブな情報発信を行うこと、それから教員にとって働きやすい職場づくりを進めて、それを周知していくこと、これが必要であると考えています。

教職の魅力のアピールするため、まず本年度は新たにパンフレットや動画を作成するのですが、その中で教員の仕事のやりがいや喜びを語ってもらうインタビューとか、教員の1日の仕事内容、将来的なキャリアデザインの紹介などを行いまして、教職は子どもたちに寄り添いながらその成長を実感することができ、ほかでは得がたい経験ができる魅力的な職業であるということをポジティブに情報発信していきたいと思えます。

また、県内外の大学訪問とか県内各地での説明会を積極的に実施しておりまして、その中の、大学生を対象にした教職ガイダンスでは、先輩教員を招きまして体験談を交えて教職の魅力や魅力を直接伝えることと、高校生を対象にした説明会では、教職の魅力や教員免許状の取得方法についてしっかり周知を行っているという状況です。

それから、働きやすい職場づくりですが、これまで継続的に取り組んできました。その結果、令和5年度の時間外勤務時間は令和元年度と比べてかなり減少しておりまして、国調査の全国平均と比べても、三重県はかなり大きく改善しています。

しかしながら、まだまだ長時間労働が解消されるには至っておりませんので、これからも働きやすい職場環境づくりに向けまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフなどの専門人材や地域人材を効果的に配置するほか、学校と教員、地域が担う業務の役割分担や適正化を目指して、学校における働き方改革をさらに進めていきまして、それを発信していければと思います。

それから、教員不足の解消のための取組ですが、まず令和6年9月1日現在の欠員は35名でございます。教員の人材確保は喫緊の課題だと認識しています。

教員不足には大きく二つの課題があります。

一つは、教員採用試験の受験者を確保しなければならないというところです。本年度の試験の受験倍率は3.4倍で、採用予定数は確保できている状況にはあるんですけども、申込者数は記録が残っている平成6年度の採用試験以降では最少となっています。この主な要因は、教員の長時間労働、それから自分の指導力への不安、保護者や地域住民への対応に伴う負担感などから、教職を志望しない教員養成系大学・学部の学生が増えているということが考えられます。

それから、二つ目の課題は、講師登録者を確保していかなければならないということです。

大量退職と大量採用によりまして年齢構成が変化しておりまして、産休・育休の取得者が増えています。また、講師登録者の多くが教員採用試験に合格しておりまして、正規教員に採用されておりますので、講師をする人が不足する状況になっています。

これらの課題を解決するために、教員採用試験の受験者の確保に向けては、本年度試験実施時期の前倒し、第1次選考試験免除要件の拡大、小学校教諭を希望する方は大学3年生等も対象とした試験を実施するなど、様々な見直しを行いました。また、教員を目指す大学生が現役教員とともに授業実践研修を受講することで、教員のやりがいや魅力をリアルに感じられる取組も行っています。

講師登録者の確保に向けましては、さらに10月から11月まで県内外の5会場におきまして、教員免許保有者で教職として働いた経験がない方などを対象に、「みえの未来の先生」相談会という相談会を開催しまして、潜在的な教員の掘り起こしに注力しています。

今後とも、教員の魅力を伝えるポジティブな発信、教員採用試験の工夫・改善、教員免許保持者等潜在的な教員への積極的な働きかけ等を含め、教員志望者の確保に取り組んでまいります。

それから、教員不足の緊急的な対応として、充指導主事を派遣できないか

ということですが、県教育委員会の充指導主事は小・中学校、高等学校、特別支援学校等における指導計画の改善、各教育課程の研究やいじめ対策、人権教育、学校体育などの様々な専門的事項の指導に関する業務に従事しています。まさに学校教育の質の維持向上のために重要な役割を果たしておりますので、教育委員会にとっては必要不可欠な存在と考えています。

また、充指導主事は、毎年度業務の必要性や業務量などを勘案しまして、必要最低限の数を精査してまいりまして配置を行っています。

このため、充指導主事を学校へ派遣することについては、県教育委員会の業務に制約等が生じまして、県内各学校への影響も少なくないですので、慎重に検討する必要があります。

ただし、大規模な災害ですとか不測の事態の発生等で、一時的・突発的に多くの教員が欠けるということになるなど、緊急的な対応が必要となるケースも想定されます。そうした場合には、充指導主事の学校への派遣も選択肢の一つとして考えなければならないと思います。

いずれにしても、教育委員会全体の状況を適切に判断しながら、総合的かつ柔軟なマネジメントを心がけていきたいと私としては考えています。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 緊急事態だと思うんです、災害ではないですけども。やっぱり年末に48人、年度の初めの4月に12人の欠員が小・中学校にあるというような事態というのは、教育の根幹に関わる問題でありますから、この緊急事態としてどうするか。学校現場が大事なのか、県庁が大事なのか。両方とも大事ですよ。大事だけど、そこはやっぱり決断をして、私は4月の1日、全ての月にそれを派遣せえとは言わんけれども、派遣することを鋭意検討してほしいと、こういうように思います。

やっぱり教員の魅力って、今のようなことを教育長がこの場で言うだけやなしに、いろんなところで語る必要があるなと思います。私もこれ、70年以上生きてきて、いろんな問題やいろんな人の出会いがありましたけれども、ずっと思い出してみると、その中で一番思い出が深くて、そして絶対離れな

いのは小学校の低学年のときの担任の先生だ。広瀬先生、山下先生、乾先生、橘先生、これ、みんなみんな、いつでも名前と顔が浮かんでくる、そういうような職業ってあるかなというようなことも含めて、教員、学校の魅力というものをしっかり発信してもらいたいなと思っております。

そして、時間がなくなりましたが、もう一つ、同じくこの充指導主事ですが、今、言われるように非常に重要な仕事をしている。これから三重県の教育の魅力向上、三重県のそれぞれ学校の魅力向上に進めていく上においても、それぞれ学校の校長先生をはじめ先生方、あるいは学校のサポートスタッフの皆さんらに負うことは多いんですけれども、この充指導主事の役割というんか、これも大きいなということを今回質問しながらいろいろ聞かせてもらって、改めて思いました。

充指導主事が三重県だけじゃなしに市町にもおるということが分かりました。この市町にも200人を超える指導主事がおるんです。これは国の学習指導要領、そして県の教育施策大綱、そして教育ビジョンを県教育委員会が進めていくところについて、この県の充指導主事とともに、一緒になってこの市町の充指導主事がやっています。もう一体的ですね。連携というよりか一体ですよ。

そうなったときに、県教委としてこの市町の充指導主事をしっかり支援していくと、あるいはここを拡充していくということについても、もっと熱心にやらなければならないと思います。

ところが、市町の財源の厳しい中では、29市町の中で1名しか置いてない町教委が非常にたくさんある。これに対して増員への支援を思い切ってやるべきだと。特に、これは市町とも協議しなあきませんが、人件費の2分の1補助、こういうものも検討していくべきだと、こういうように思いますので、今日は時間ないので、これ、ぜひこの点を検討してもらおうことをお願いしておきたいと思います。

そして、もう一つは、この教員確保とともにセットに出てくるのは少人数学級の取組です。三重県は今、先んじて小学校1、2年生の30人学級という

ことで先行してやっていますが、これはこれからの新しい三重県の教育をつくる上で大事な仕組みになってくると私は思うので、これをもっと全国に先進的に進めることを頑張ってもらえるのではないかなと思います。私はできたら今、この2学年のを全学年30人学級というものを目指して、そして全国の先進モデルとして、このモデル事業を文部科学省に認定していただくような要望活動というのを取り組んでもらいたいと、このように思っておりますが、この点についても少しやり取りをしたかったんですが、今日のところは要望にとどめさせていただきますので、教育警察常任委員会内でしっかりと検討して前向きにやっていただくようお願いしたいと思いますが、教育長、どうですか。

うなずいてもらったら終わるかいなと思ったんやけど。

○教育長（福永和伸） いただきました御意見、しっかりと検討してまいります。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） ありがとうございます。よろしくお願いします。

そして、次はおなじみの宮川をやらせていただきたいなと思います。

宮川の質問につきましては、そこにタイトルを書かさせていただきましたように、1番、2番とあるんですが、このパネルを用意してきたのが2番目になるものですから、これを先に済ませさせていただきたいなと。いろいろ時間も気になりますので。そんな理由からではありますけれども、宮川の水質改善取組から入らせてください。

まず、宮川につきましては、いつも出てくるのがこの宮川ダムでございます。（パネルを示す）これですね。昭和32年に完成しました治水と発電とかんがい等をやります多目的ダム、三重県で最大の水力ダムであります。

このダムから2キロメートルほど下りますと、大台町久豆というところに大杉谷自然学校というところがあります。そこへこの夏に行ってきました。そこで、ちょうど自然体験学習として家族で川遊びというのが実施されておられました。昨日おととい、稲森議員が自然体験の、保育園の話をしていま

したが、よく似た写真か分かりませんが、（パネルを示す）これですね。これ、旧大杉小学校のちょうど直下にあります自然学校の体験学習、家族で川遊びの風景であります。

この大杉谷自然学校は、平成13年に設立された官設民営型のNPO、過疎の進む大杉谷地域をフィールドに自然・人・文化を生かした環境教育の活動を進めております。先ほど示したこの家族で川遊び体験学習は、毎年8月に開催される一番人気のプログラムであります。思いっきり泳いで、飛び込んで、そして鮎つかみ、鮎の塩焼き、こういうことで大人も子どももゆったりとできる、こういうプログラムです。

そこで大杉谷自然学校の大西校長先生をはじめスタッフの方のいろいろ話を伺ってきました。そのことを伝えながら質問させてもらいたいと思いますが、宮川の河川の水質の状況が芳しくない、こういう御指摘でございました。私は宮川の流量のことをよく言うものですから、そんなところでいろいろ話をしてくれたんだろうと思いますが、ダム放流水が悪化してきとるんではないかという心配をされておられます。このように清流宮川を求めて県内外から遠路を家族で楽しみに来ておられるわけでございまして、こういったことが今後どうように影響してくるのかということで大変心配されています。

特にドキッとしたのは、選択取水が始まって維持放流が始まった。あれからネコギギを見ることが少なくなった、ネコギギが減少しているんじゃないかという言葉でございます。

（パネルを示す）ネコギギというのはこれです、国の天然記念物、ナマズ目ギギ科、体長約10センチメートルの淡水魚であります。これは伊勢湾に注ぐ河川にしかいません。宮川にもいるわけですが、この貴重な天然記念物がおることが大事な魅力の一つではあります。これが最近見かけなくなってきた、減少してきている。ここに河川放流水が影響しとるんだとすれば、大変なことになりますから、あつてはならないし、そうせねばならないようなことを最大限努力していかなねばならんというような思いで聞かせていただ

いたところ です。

そういうこととともに、この話の後半に出てきた要望としては、選択取水の放流ではなく、ダムに注ぐ上流域の河川、宮川ダムで言えば大和谷川であります。大和谷の溪流から直接その水を取水してパイプで導水して堰堤の下に放流すると、こういうようにしていただきたいという要望であります。これは私も前回、前々回の質問でちょうどさせていただいたものと一致しまして、びっくりしながらこのことについて改めて伺ってきたところでございます。

この選択取水の放流が現在どのような状況になっておるのか、県土整備部のほうで平成10年度頃から水質検査が定点で定時継続されて行われとるということでございますので、ざくっと聞かしてはもらいました。なかなかきちっとした分析までは行きませんが、そういう中のデータも聞きながら、今年の夏などのデータの一つに、BODなどが基準値を超えておる数字もあったように思います。こういうものが河川環境として影響する許容範囲か、あるいは対策、是正が必要な数値なのか、こういうことも含めて今後検討していかねばならないなど、こういうように思いますが、この選択取水の放流をこの大和谷からの直結パイプ放流にしていくという、この提案・要望はこの自然学校だけではありません。鮎の内水面漁協の関係者もこのダムからの放流の水質悪化を大変懸念されておりますし、そして平成23年7月に、鮎だけではなく多くの淡水魚が白い腹を見せてプカプカと浮かんだへい死の問題がありましたときに、大杉地区の六つの自治会代表区長から要望書が村長に出され、宮川村村長から当時の知事に1対1対談で強い要請がなされておりました、知事のほうも大和谷の対策を検討していくという答弁をその当時しておられるところでございます。

先ほども申し上げましたように、前回でしたか、前々回でしたか、伊賀市に最近できました川上ダムでは、この方式が既に採用されておりました、管路バイパスと申しますが、（パネルを示す）このダムの堰堤の下に上流の河川から取った水を直接放流するという方式をやられました。下流にすむオオ

サンショウウオの保護というもののために、この対応をしたわけであります。

(パネルを示す) もう少しアップするとこれになります。この奥のほうがその上流の河川から取水して直接パイプで持ってきた水の放流です。手前がダム堰堤のすぐ内側のダムの水を放流しておる様子です。全く色が違います。水質までは分かりませんが、こういう中で、この環境の取組というものが今、主流になってきておるということをございまして、この国土交通省のダム再生ガイドラインというのが平成30年3月にできておりますが、この中においても、ダム周辺の環境整備の中で水質の環境というもののの中で、この資料には清水バイパスでというように書かれておりますけれども、こういうものの必要性、それから川上ダムにはもう一つ、(パネルを示す) この湖面から泡がブクブクしておりますが、曝気循環設置というものをつけられておりました。こういうものも必要性があれば、こういうものやっていくというようなことがありまして、選択取水と曝気装置、そして清水バイパスという3本立てで進められております。

宮川ダムにおけますこの曝気、あるいは清水バイパス等の取組も含めて、今後どのように進めていくのか、このことを一つお伺いしたいと思いません。お願いします。

[若尾将徳県土整備部長登壇]

○県土整備部長(若尾将徳) それでは、宮川の水質改善の取組について御答弁いたします。

県が管理する宮川ダムについては、ダム下流へ放流する水温や水質の改善を図るため、平成18年4月に選択取水設備の運用を開始しておりまして、月に1回、そのダム直下の放流水質の調査を実施しております。

本年8月に実施したダム下流の放流水の水質調査結果では、議員御指摘のとおり、BODなど一部の項目において環境基準を超える数値が確認されております。これは今年の猛暑に加えて、7月から8月の台風第10号までの間にダム流域の雨量が平年の3割にも満たない非常に少雨であったということがダムの湖の水位が低下したこと、それが影響したものと考えております。

引き続き、選択取水設備の適切な運用を図っていくとともに、令和2年度からはダム下流での土砂還元などの環境を改善する取組も進めているところでもあります。今回の水質悪化ですが、一時的なものと考えておりますが、今後も定期的に水質調査を行っていきますので、調査結果によって水質悪化が頻発化・長期化するような状況が確認されれば、河川管理者としてより効果的な水質改善対策について、他のダムの事例も参考にしながら検討したいと考えております。

あわせて、現在、宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議の場において、流量回復、河川環境、漁場環境及び河川水質についての調査検討が進められているところであります。県土整備部としましても、この検討会議の場において関係部局と連携しながら、宮川の河川環境改善についての取組を進めてまいります。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 水質悪化の懸念の声が各所から上がってきておるわけがありますけれども、まずそれを科学的に分析していくことが大事であることは言うまでもない。今、部長のほうもこういった観測をやってきたし、これからも続けていくということを言われました。

そこでなんですが、こういった過去のデータ、そしてこれから積み上がるデータについて、その取りまとめですね。そして、解析、そしてそこから出てくるその対策構築、これをどの部署がやっていただくのかということを引きちとこういうときに決めていただきたいと思います。その点について県土整備部がやっていただくと、こういう理解をしてよろしいでしょうか。

○県土整備部長（若尾将徳） 河川環境改善の取組としては、河川管理者である県土整備部のほうで、そういった調査はしていきたいと考えております。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 調査はやりますが、その調査の解析、そして解析から出てきたこの今後の対応についてやっていただくという理解でよろしいか。もう一度。

○**県土整備部長（若尾将徳）** 水質改善対策としても、県土整備部でもしそういう必要性があるのであれば検討したいと考えております。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○**47番（西場信行）** ありがとうございます。質問のときにも言いましたが、今、国土交通省においても、このダム再生ガイドラインという基本的な方針も出てきておりました、環境、ダムとその下流の河川環境に対する対応というものが出来ておることを聞いております。

先日も河川課長にも聞かせてもうたんですが、河川課も当初、明治時代にできた頃は治水だけだったけれども、昭和39年に利水が入って、そして平成になってからそれに環境が加わったと、こういうような河川法の流れも加えて、こういった宮川の水質改善、あるいは流量回復、これについて県土整備部、河川課が関わっていただくということが今後一層必要になってくることが多いし、またそのノウハウと、また国交省を通じての様々な財源もルートもある県土整備にこの関与をしっかりとお願いしたいなと思います。

もう一つ項目があったんですが、残念ながら時間が来ましたので、この流量回復容量の活用については、次回に延ばさせていただきたいと思います。

最後に1点ですが、宮川流域ルネッサンス協議会を構成する7市町長と鳥羽市長から昨年11月に知事に対して要望書が出されております。それについて、今年の3月に県から回答が出されました。この出してきたメンバーはみんないわゆる宮川流域ルネッサンスのメンバーなんですね。これに県も一緒に入ってやってきた。ところが、前のように団結して一緒にやりましょうというのに、県のこの対応が、答えがあまりにもそっけないのではないかなという思いがいたします。そして、最も主な要望であります宮川ダム直下毎秒2トンのことにつきましてなかなか回答がないので、これについてしっかりと今後取り組んでいただくことを改めて要望しまして、質問を終わります。

以上です。（拍手）

休 憩

○副議長（小林正人） 暫時休憩いたします。
午後 2 時11分休憩

午後 2 時20分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。27番 杉本熊野議員。

[27番 杉本熊野議員登壇・拍手]

○27番（杉本熊野） 新政みえ、津市選挙区選出の杉本熊野です。久しぶりの一般質問、2年3か月ぶりです。今回は命に関わる質問が中心になりましたので、明るく元気にとはまいりません。少ししんどい内容も含まれるかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

まずは、復旧途中の能登を豪雨が襲い、死者11名、まだ見つからない女子中学生など、懸命な捜索が続いております。心より御冥福をお祈りし、お見舞い申し上げます。能登では、あちこちで土砂が崩れ、23の河川が氾濫いたしました。地震被害からの復旧途中でした。心が折れかけている人も多いのではないのでしょうか。能登のこの状況に胸を痛めながら、河川堤防の質問をさせていただきます。

老朽化した岩田川河川堤防の防災対策強化についてです。某新聞の三重版に、「波の詩」というちょっとしたコラム欄があるのですが、8月7日に某記者が書いていた記事が目にとまりました。「『真っ赤だな・・・』。8月に尾鷲市から津市へ異動となり、住まいを探していたときのこと。市中心部のハザードマップで、浸水予測区域を示す赤や黄色の多さに驚いた。気楽に

『今よりは安全な所に住める』と考えていたが、思いのほか苦勞した」という内容でした。

(パネルを示す) これが「真っ赤だな・・・」のハザードマップです。津市の中心部の津波浸水予測図です。平成24年に中央防災会議が公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて、三重県が想定したものです。ピンク色のところが2メートルから5メートル、オレンジ色が1メートルから2メートルです。

(パネルを示す) 同じ場所の市街地の写真です。ここは旧津市の中心部に当たります。津市役所、某百貨店、某銀行の本店と本部、三重刑務所、二次救急病院が3か所、小学校4校、中学校2校、高校2校、全部で8校です。公共施設をはじめ社会インフラが最も集積している地域です。南の川が岩田川、北の川が安濃川です。

ところが、この岩田川の堤防は大変老朽化しています。

(パネルを示す) 堤防の状況を見てください。まず、ずれているところがあります。これ何か所もあります。

(パネルを示す) ずれて隙間が広がっています。10センチメートル以上の隙間があります。

(パネルを示す) 堤防の曲がっているところは特にずれが大きくて、目地を黒いパテで補修していただきましたが、安全とは思えません。

(パネルを示す) 至るところがこのように黒いパテで目地補修をしていたであります。

(パネルを示す) ここは岩田橋北詰のところ、某百貨店の向かい側です。大きな金属のホッチキスのようなもので留めてあります。これは県が施工したものではありません。

(パネルを示す) そのホッチキスを横から見た写真です。津建設事務所の方に見に来ていただきました。

(パネルを示す) ひび割れは埋まっております。

(パネルを示す) この堤防は伊勢湾台風後の昭和37年に完成していますが、

高さが3.2メートルです。

津市の海岸堤防は3.11以降、国、県、市がしっかりと連携していただき、着実に整備が進められています。高さは6メートルです。

しかし、老朽化した岩田川の堤防は3.2メートルしかありません。

津波は、必ず川を遡上します。私は宮城県石巻市の大川小学校をこれまでに3度訪問いたしました。大川小学校は海岸から3.7キロメートルの内陸にありました。津波は到達しないと思われていました。でも、北上川を遡上した津波は8.6メートルの高さにまで上がり、全校児童108名中74名が犠牲になりました。

津波は、岩田川を必ず遡上します。堤防が切れるのではないか、堤防を越えてあふれた津波が市街地を襲うのではないか、周辺住民の不安は非常に高いです。8月に南海トラフ地震臨時情報が出された際には、さらに不安を募らせておりました。人口が密集している地域でもあります。

江戸時代、藩主の藤堂高虎は、津の城下町を洪水から守るために、安濃川右岸の堤防を低くして、洪水が起こればこの堤防を越流させて、三泗川を通して岩田川に流すという治水方法で下流のお城と城下町を守ってきました。

昭和34年の伊勢湾台風の後には、築堤、河床掘削などの護岸整備がなされ、平成15年に岩田川水系河川整備計画が策定され、治水事業が今も続けられています。おかげで洪水からの危険度は下がってきており、先日の台風第10号では避難勧告が出されたものの事なきを得ております。

一方、東日本大震災以降、南海トラフ地震が30年以内に必ず来ると言われ続けて、既に10年以上が経過をしております。1854年、安政元年、安政東海地震が起こってから今年ちょうど170年目です。

そこで治水事業に加え、老朽化している岩田川の河川堤防の地震・津波対策を早急にする必要があると考えております。県土整備部長の見解をお聞かせください。

あわせて、岩田川のように伊勢湾台風後に造られた堤防はどこも老朽化しています。しかし、国土強靱化予算も交付金事業も老朽化対策には使えない

と伺っております。これはいかがなものでしょうか。ここは国に対してしっかりと訴えていく必要があると考えます。部長の見解をお聞かせください。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、岩田川河川堤防の地震津波対策・老朽化対策についてお答えいたします。

県が管理する河川堤防の地震・津波対策としては、地震時の液状化などにより堤防が沈下して機能が喪失することがないように、地盤改良や矢板設置など堤防強化を行う耐震対策を進めているところであります。

過去に行った耐震点検において、堤内地盤高が低く地震による沈下が大きい堤防について、約51キロメートルの対策が必要としております。これは県内全域の河川の中でということであります。

このため、県では国土強靱化予算を活用して、まずは被害が甚大で長期化するおそれがある県北部の海拔ゼロメートル地帯の河川の耐震対策を優先的に進めているところであります。

なお、岩田川の河川堤防であります。過去の調査の結果、堤内地盤高や地震による沈下後の堤防高が比較的高いということから、対策が不要となりました。

そのほか河川の耐震対策としては、国土強靱化予算を活用しまして、河口部の大型水門等の耐震化も同時に進めているところであります。

現在、岩田川の河川整備については、安濃川、三泗川と一体的な治水計画により護岸整備、河道掘削などの整備を進めているところであります。

近年、激甚化・頻発化する水災害に対応するために、気候変動を踏まえた河川整備計画の見直しを進めておまして、安濃川、岩田川についても来年度以降にこの河川整備計画の見直しを着手する予定であります。

この見直しに当たってですが、洪水対策だけではなく、議員が御指摘いただいたこの河川堤防の地震・津波対策についても、施設の老朽化や背後地の市街化の状況などの優先度を考慮しながら、対策の必要性について検討を行っていく予定です。

また、河川堤防の老朽化についてであります。三重県内は、伊勢湾台風の復旧により築造されたものがほとんどでありまして、築後60年以上が経過している老朽化が著しい状況ということは、河川管理者としても認識しております。

水門や排水機場などの河川管理施設の老朽化対策については、補助事業において実施できているところであります。河川堤防の老朽化対策については、補助事業の対象外ということになっております。よって、今現状では県の単費で行っているところであります。

これまでも国に対しては要望しているところであります。秋の国家予算要望などにおいて、河川堤防の老朽化対策についても補助事業の対象となるよう、国に強く要望してまいります。

[27番 杉本熊野議員登壇]

○27番（杉本熊野） 御答弁ありがとうございました。来年度以降、安濃川、岩田川の地震・津波対策も含めて整備計画を検討していくという御答弁をいただきました。今日、地元の方も来ていらっしゃるんですけども、少し安心されたと思います。

とはいえ、ここからですので、お願いをしたいと思います。

そのためにも、やはり国の予算の用途のことについて、今、求めていくということでしたけれども、老朽化した河川堤防にもそういった国の予算が使えるように、ぜひ強くお願いをしていただきたいというふうに思っております。

近畿ブロック知事会で、知事の皆さんからも地方の意見を十分に反映した上で対象事業の拡充を図ってほしいというような形で要求もしていただいております。今、老朽化した河川堤防の問題は、岩田川はもちろんですけども、県内全域、また、日本中同じような状況があるのではないかというふうに思っております。能登の被害の大きさも、その辺りのところにも原因があったのではないかというふうにも思っておりますので、併せてどうぞよろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。虐待から「子どもの命」を守り「子どもの最善の利益」の保障を！ということで、虐待から「子どもの命」を守る取組の強化について、知事に質問をさせていただきます。

昨年、2023年5月25日深夜、津市において4歳の女兒が脳出血及び心肺停止状態で救急搬送され、翌朝死亡しました。病院からは虐待の疑いがあるとの通告があり、6月29日、母親が傷害致死容疑で逮捕されました。この虐待死亡事例については、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会が立ち上げられ、今年の3月29日に報告書が知事に提出されました。この報告書は県のホームページで公表されています。本日は、この報告書に基づいて質問をさせていただきます。

この女兒は、2019年2月生まれの4歳2か月でした。母は妊娠中、医療機関を一度も受診せず、母子手帳も発行されないまま自宅で出産しています。そして、生後8日目に、母は自分で自家用車を運転して本児をこうのとりのゆりかご、熊本市の慈恵病院の赤ちゃんポストに預けています。面談で、自分で育てたいが経済的に厳しいと話しています。

3月に、熊本市から三重県の児童相談所にケースが移管され、6月からは三重県内の乳児院で2歳まで養育されました。

2歳で措置解除となり、乳児院から家庭へ戻されましたが、このとき、引き継ぎのケース会議は開催されませんでした。家庭復帰後すぐに保育園に入所しており、その後の保育所の記録によると、女兒が足を痛がって立てなかったこと、保育所に迎えに来た母の顔を見ると大泣きをし保育者にしがみついたこと、両腕にかさぶたの跡があり、理由を聞くと女兒は鬼と答えたことなどがあり、遂に2022年2月8日、3歳になっています。保育所は児童相談所に虐待通告をいたしました。

このときは、女兒の両頬、両耳にあざがあり、女兒に理由を聞くと、ママがぎゅっとした、ゴンとしたと話したためです。

しかし、児童相談所は本児を一時保護しませんでした。そして、その後、児童相談所は本児に10か月以上誰も会えていないことを認識していながらも、

目視による安全確認をせず、虐待通告から1年以上が経過した5月26日、本児は死亡しました。

母はこの間、何度もSOSを発信しています。自分の子どもと実感できない感覚がある、本児がママと呼ばないことが気になっている、子育ての不安やイライラ感で気持ちの整理がつかない、今の気持ちで育てても本児のためにならないのではないか、本児も今のママでなくていいと話したなど、何度も自分の気持ちを訴えています。子どもも幼いなりに、言葉こそ不十分ですが、何度かSOSを発信したと思います。

保育所は虐待を通告しました。なのに、なぜ保護してくれなかったのでしょうか。報告書には、本件を踏まえて再発防止に向けての提言が詳細に記述されています。

知事はこの事件を受けてすぐに庁内会議を開き、児童相談所の強化など早急に取り組まなければならないことに着手をされました。また、知事は本年度の三重県行政展開方針でも一番に子どもを上げておられます。これまでの知事の御発言からも、子どもに対する、特に厳しい状況の子どもたちへの温かい目線や思いの深さを私は感じ取ってまいりました。知事は、この事件を受けて検証委員会からの提言を踏まえて、子どもの命を守る取組を強化する決意を固められていることと思います。改めて、知事の決意をお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 行政の一番大事な仕事は命を守ることです。そして、三重県の人の命を次世代につないでいってくれるのは子どもでもあります。我々大人は、子どもたちが安心して暮らせる社会をつくらなければいけませんし、そして子どもたちの安全を守っていく責務があります。我々が存在している意義はそれしかないと言っても、私は過言ではないと思っています。

県として、三重県の将来をつくっていってくれる子どもたちの健やかな成長を守らなければいけない、これが私の強い思いですが、議員がおっしゃったように、昨年5月、三重県の大事な大事な子どもの命が失われまし

た。子どもからのSOSもありました。そして、母親からのSOSもありました。我々県全体として、私も含めてそれに真剣に向き合えなかった、この悔恨は悔やんでも悔やみきれものではありません。

事案が発生した後、第三者委員会をつくりましょう、そこで検討しましょうという提案を職員はしてくれました。私はそれだけでは駄目だと。第三者委員会に検討していただくのは時間がかかる。きちんとした検討をしていただけとは思いうけれども、まず我々行政として、行政官として何をやるのか、すぐにやらなあかんことがあるんちゃうのかという話をして、県職員も納得をしてくれて、直ちに私をヘッドとした三重県児童虐待防止対応検討会議をつくりました。

さらに、第三者委員会は検討をきちんとしてくれるんですけど、行政からの情報提供が必要であります。これは私が35年間行政官をやっていた経験から痛感しておりましたので、部長、副部長をヘッドとします第三者委員会を支えるためのサポートチームというのもつくって対応しました。その三層構造で、二度とこんなことを起こさないということを決めました。

そして、検討会議では、すぐやることも決めました。議員が御指摘されたように、対面で安全を確認していなかった、これはいかんと。安全を対面で確認することをやろう、そしてリスク評価もきちんとやろうという4項目を決めて直ちに対応しました。

また、8月には児童相談所の職員を3名増員し、そしてこの4月から20名プラスで増員をしております。体制強化もやってまいりました。

そして、第三者委員会からの報告書を頂きました。それを受けた対応は議員が御指摘されたとおり、我々としての対応、大きく三つになります。一つは体制づくりをする。そして、関係機関との連携をする。人材育成をする。これが重要であります。

児童相談所の職員とも話をしました。人数が足りません。そのとおりだと思います。これは増やしました。でも、これで十分なのか、これからも考えていけないけません。研修をきちんとしてください、若い人が多いんです。

若い人は一生懸命やりますけど経験が浅いです。サポートシステムはありますけれども、やはり研修が重要なので、それもやっていかないとというふうに思っています。

この事案を受けて、私から県庁職員にお願いしたことはもう一つあります。議会で作っていただいた子どもを虐待から守る条例、これを改正せなあかんよね、今回の反省を受けてこれを改正して、こうした事案が起こらないようにやろうよと。外部の有識者の御意見を聴こう、三重県だけでは駄目やと。児童虐待は全国で起きています。それを熱心に研究されている人もいます。その人にも入っていただこうということで、今、検討を進めているところであります。

一番大事なのはやっぱり現場の人たちの声を聞くことでありまして、今年の6月には警察と児童相談所職員との合同研修、これに行かさせていただきましたし、つい先日9月の17日には、鈴鹿児童相談所で児童相談所の職員と意見交換もさせていただきました。

これだけでは足りないというので、今、担当部局に検討をお願いしてるんですけれども、年に何回か児童相談所長会議というのをやってもらっています。今まで私、それに出ていなかったんですけど、全てに出るわけにはいかないんですが、出させてくださいという話を言っています。恐らくそこに出ると所長からいろんなお話が聞けると思います。要望も多いと思います。全てに応えられるかどうかは別にして、現場でどんな思いを持っておられるのか。彼らは一生懸命子どもの命が失われないように、虐待がなくなるように頑張ってくれています。彼らが頑張ることによって守られた命も多数あります。その経験を、三重県の子どもの命をなくさないように、さらにどういったところを強化していくのか、生かしていきたいと考えています。

これについては私だけではありません。三重県庁の職員は全員同じ気持ちでいてくれます。全庁一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

〔27番 杉本熊野議員登壇〕

○27番（杉本熊野） 御答弁ありがとうございました。二度とこんなことが起

こらないように、全庁一丸となって取り組むということで、体制づくり、関係機関との連携、人材育成、そして子どもを虐待から守る条例の改正ということをお伺いいたしました。

その中の関係機関との連携について、もう少し質問させていただきます。

(2) の、県と市町及び各関係機関との連携についてです。

もう一度、津市の虐待死亡事例に戻ります。2歳のとき、乳児院入所措置が解除され、家庭復帰となりました。本来ならここで引き継ぎのケース会議が行われるべきですが、会議は開かれませんでした。報告書では、児童相談所は津市に対して引継ぎのケース会議の開催を提案せず、津市はケース会議の要請を行わず、引継ぎのケース会議は開催しなかったとあります。あつてはならないことだと思います。切れ目のない支援どころか、県と市町との間に大きな溝があります。

措置解除され在宅となった子どもはとてもリスクが高いです。注意深く見守り、支援する必要があります。これは一時保護解除の時も同様だと思います。私は一時保護や措置を解除する前に、児童相談所、市町、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設、保育所や学校、医療機関、警察などそのケースの関係者が一堂に会し、家庭復帰させてよいかどうかの見立ても含め、しっかりと情報共有し、その後の支援体制を確認し合うことが不可欠だと考えております。一時保護や措置を解除する前にです。同様のことが提言でも示されております。確実な引継ぎが行われた後に措置を解除すべき。同様のことが提言されています。

連携については、児童福祉法に基づいた要保護児童対策地域協議会の設置・運営方針に、業務として必要に応じて連絡調整を行うと示されているだけです。三重県は今回の事件を踏まえて、一時保護や措置を解除する前に県と市町及び関係機関が連携する仕組みを、これ全国でもまだないと思いますが、具体的に明確に規定すべきだと考えます。知事の見解をお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 児童虐待につきましては、児童相談所だけでは解決できません。市町や、議員から御指摘のように、保育所であるとか、あるいは病院、警察、そして施設など関係機関の方々との連携が一番大事であります。

なぜか。児童はSOSを出すことがあります、出せない子どもも多いです。子どもは親が大好きです。親から虐待を受けていても、それを言いません。それに気づくのは大人の目です。1人の目では駄目だと思います。多くの人が見守りをして、連携をするというのが一番大事でありますので、先ほど申し上げました我々の方針も連携ということを書かせていただいております。

児童相談所を経験した人を市町支援コーディネーターという形で、要保護児童対策地域協議会と連携を取るようなものを今、配置しておるところでございます、経験者によるアドバイス、あるいは対応、そういったこともやっております。

今、子どもを虐待から守る条例の改正の検討をしているところでありますけれども、ある委員から、児童相談所が一時保護をしようとする場合、あるいは一時保護を解除しようとする場合には、関係機関の意見を聴いて保護し解除しなければいけないというふうにすべきではないかという意見をいただいているところです。先ほど議員からも同様の御質問をいただきました。私もそのとおりだと思います。

また、家庭に戻した場合に、児童の安全が確保できるのかどうか、対応方針もきちんとつくっていかないといけないというふうにも思っております。今、担当部局でこの条例を検討してくれておりますけれども、こういった条文、きちんと規定をして、「仏作って魂入れず」ではまずいと思います。この条文がきちんと執行できるように、児童相談所の人たちとも相談をし、関係する機関とも相談しながら、しっかりとやっていきたいと考えておるところでございます。

〔27番 杉本熊野議員登壇〕

○27番（杉本熊野） コーディネーターを配置していただきながら、今、その辺りのところ、連携について検討していただいているということです。解除

する前という辺りの仕組みづくりを規定していただきたい、そのことを重ねて要望させていただきます。

私は、児童相談所は本当に頑張っておられると思います。でも、抱え込み過ぎているのではないかとも思っています。

関係者の皆さんからのお声を少し紹介させていただきます。

市町の担当者の声です。一時保護を解除する前に、子どもや保護者と面談するのは児童相談所ですが、サポートプランを作成する市町は、本人たちの気持ちを直接聞いてから作成したいです。

一時保護施設の声です。これ民間の児童養護施設が今、一時保護をやっております。半数以上は民間の児童養護施設です。児童相談所から突然、解除日決定の通知だけが来るときがあります。家庭へ帰った後、どのような支援がなされるのか、施設は知らないときのほうが多いです。保護中の子どもの情報を一番持っている施設の意見を聴き、解除は支援体制が整ってからにすべきです。

当事者、子どもの声です。家に帰ってもまたたたかれたら、今度はどこへ行ったらいいの。この子を家庭へ帰していいでしょうか。三重県児童虐待死亡事例等検証委員会のメンバーの松岡典子さんは、先日の「子どもを虐待から守る条例」検討有識者会議で、市町のウエートが高くなる中で、単なる連携ではなく一体的な体制づくりが必要と述べておられました。松岡典子さん、これまで検証委員会を4回全部委員として出席されていて、もうこれで終わりにしなければならないと訴えておられました。

ノンフィクション作家の三宅玲子さんは、プレジデントオンライン3月7日に、次のように投稿しておられました。

この裁判の判決を傍聴されています。女兒を死に至らしめたのは母親だけなのだろうか。母親のシグナルを無視した福祉行政の構造的な欠陥、それらの根底にある血のつながった母親なら育てられるという私たちの思い込みも共犯者なのではないか。裁判の法廷では事件の根本原因が素通りされた、と書いておられます。

連携という名の無責任体制がこれからも続くことがないよう、その仕組みをしっかりと構築していただきたいと思います。

そして、知事に1点要望させていただきたいと思います。今、県内には11の養護施設があり、そこは高機能化・多機能化されています。

(パネルを示す) 乳児院ってよく言われるんですけども、乳児院は児童養護施設にはありません。乳児院は県内に3か所、このような形であります。

相談・支援・指導を行う児童家庭支援センターは県内に7か所、里親の支援を行うフォスタリング機関は県内に4か所、その全てを民間である社会福祉法人の児童養護施設が母体となって運営しています。

(パネルを示す) さらに、実は今、児童相談所より児童養護施設が一時保護をやっている数が多いんですね。一時保護、令和4年度845件、うち441件、53%は施設への委託でございます。平成18年度は児童相談所が主に一時保護対応をしていたんですが、今は逆転しております。

このように児童養護施設は今、高機能化・多機能化をされています。虐待の対応をしているのは児童相談所だけではありません。多くの現場を民間が担っております。ぜひここに知事に一度訪問していただきたいと思っております。

今、児童相談所の職員、経験3年未満が60%、5年未満が70%だと伺っています。ですので、やっぱりこの高機能化したところの蓄積した情報や見立てを共有すべきではないかというふうに思っているところです。

3点目、質問をさせていただきます。「子どもの最善の利益」を実現する三重県社会的養育推進計画について質問いたします。

児童福祉法が一部改正されたことを踏まえて、こども家庭庁より社会的養育推進計画を全面的に見直し、新たな計画を策定するという通知が出されています。そこで今、県は本当に急ピッチで検討を進めていただいております。

そこで、私はこの改正に伴って現行の計画でこれまで問題だと考えてきたことを3点ほど上げさせていただいて、知事の所見を伺いたいと思います。

1点目は、代替養育を必要とする子どもの見込みの数についてです。

(パネルを示す) 平成18年度、三重県の児童虐待相談対応件数は524件、令和4年度は2408件、約4.6倍です。

(パネルを示す) 先ほどと同じものなんですけれども、一時保護の対応件数ですけれども、平成18年度は343件、令和4年度は825件、約2.4倍です。

(パネルを示す) ところが、これが措置件数なんです。平成23年度は504件、令和5年度は464件、約0.9倍に減っています。

(パネルを示す) この三つを合わせたグラフです。相談件数、一時保護件数がこの間ずっと増加し続けているのに、措置件数がほぼ変わらない、むしろ減っています。平成23年度は一時保護対応件数が645件、措置件数が504件で、それまではあまり開きがないんです。むしろ一時保護の件数が少ないぐらいなんです。

ところが、その後はどんどん開いていくという状況です。私は保護すべき子どもが保護されていないのではないかとどうしても疑ってしまいます。学校関係者からは保護の必要性の訴えをこれまで何度も聞いてきました。もっと保護したって、何で保護してくれやんのやろうって、そんな声をこれまで何度も聞いてきました。これは現場の声です。

県は親の同意が得られにくいと言われます。確かに日本の法律は親権が強過ぎると思います。でも、この数字を見て、そう簡単には私は納得することはできません。潜在的ニーズを把握して、見込み数を今回は増やして設定すべきだと考えております。

今回の社会的養育推進計画の策定要領でも、代替養育を必要とする子どもの見込み数は、近年の虐待対応件数の増加なども踏まえて修正する必要があると言いました。初めてです。このような見解を国のほうも示しています。

2点目は、親子再統合というワードについてです。親子再統合というワードが根底を流れる考え方です。

しかし、親から虐待を受けた子どもが親との関係を整理し、心を修復していくには相当の時間がかかります。大人になり就職し、結婚し自分の子ども

を持って、まだ親子関係の再構築には至らない方も珍しくありません。

親からの性的虐待を受けた子どもに、安易に親子再統合などとイメージするべきではありません。虐待をした親をどう捉え直していくかは心の問題です、内心の問題であります。支援は必要ですが、それ以上は踏み込むべきではないと思います。

親子再統合の前に、まずは社会的養育の中で安心して育つ権利、最善の利益を実現することこそ目指すべきだと思います。子どもの権利を土台に途切れのない支援をイメージするべきだと思っております。児童福祉法の改正の趣旨はそこにあると思いますので、そこを踏まえていただく必要があります。

また同時に、改定作業が進んでいる三重県子ども条例や子どもを虐待から守る条例との整合性も図るべきだというふうに思っております。

3点目、数値目標についてです。特に里親等委託率については、今回の改定要領においても、乳幼児は75%以上、学齢期以降は50%以上の里親委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定することとなっています。

しかし、現在、全国における委託率は23.5%です。全国的に横ばいです。目標とのかなりの開きがあります。

里親の皆さん、登録していただいている方々には、本当に私は心から敬意を表します。誰もができることではありません。本当に感謝しかありません。皆様のお取組に深く感謝しつつも、里親制度そのものとその支援については課題があると思っています。

(現物を示す) これは三重県が発行している「『里親』を知っていますか?」というパンフレットです。里親登録までの基本的な流れが書いてあります。まずは、制度の説明を受け、事前研修は3日間、施設実習は2日間、以上で普通の一般家庭なら認定されて里親登録が可能です。

しかし、日本は欧米と違って措置率が極めて低い国です。ですから、措置となった子どもの状況はかなり厳しいものがあります。時には高い専門性が求められます。

しかし、里親への支援はまだまだ不十分であります。そもそも委託先は子

どもの最善の利益を図って決定されるべきであります。委託率を上げるために里親委託をするものではありません。数値目標を設定せよという国の策定要領自体、私はいかかなものかと思っております。子どもの最善の利益を図れという今回の児童福祉法の改正の趣旨と、これは私は大きく矛盾しているというふうに思っております。

今回の改正に当たっては、児童福祉法の改正の趣旨を十分に踏まえてこども基本法、それからこども大綱など今、制度が大きく変わっているこの時代の流れに鑑みて、三重県社会的養育推進計画を改正すべきだというふうに考えておりますが、知事の御所見をお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員から御指摘のように、日本では親と子の関係、子どもは親が養育するものだという考え方が強いのではないかと私も考えております。

私がかつて赴任しておりました国では、子どもは社会のものであって、子どもが虐待を受けていれば、親から切り離して国家が子どもを育てるという考え方でありました。

ただ三重県で、日本全体では親が子を育てるけど、三重県では三重県が育てるといのはなかなか難しいところがありますが、議員もおっしゃったように、国の考え方も少しずつではありますけれども変わってきています。

私は、毎年3月、施設で暮らし、そして社会に出ていく子どもたち、自立を励ます会というのが実はあるんですけど、それに参加をしております。そこでは、子どもたちが希望を持って社会に出て行く、施設の人たちがそれを明るく送り出す、そういう場面を何度も目にしています。

また、毎年10月は里親シンポジウムにも出させていただいております。私自身も本当に里親の方々には、議員と同じように、頭が下がる思いであります。三重県の子どもたちを施設であっても里親の家庭であっても健やかに、豊かに育てていこうという方々がおられることは、私は三重県にとって明るい希望の光ではないかと思えます。

議員から代替養育の問題、親子再統合の問題、そして数値目標の問題、御指摘を頂戴しました。今、三重県社会的養育推進計画、これを改定しようとしているところであります。今、現行の計画がございますが、この中には子どもの最善の利益という言葉はありますが、実はいろんなところに散りばめられていまして、それが一番最初にドンと書いてあるということではありません。今、改定を進めておりますので、恐らく担当部では子どもの最善の利益というのを一番大事なところとして書いてくれると思えますし、私からもお願いをしたいと思っております。

今、子ども条例の見直しもしています、子どもを虐待から守る条例も見直しをしていますけれども、その子ども条例の中では子どもの権利、健やかに育つ生きていく権利、これを大事なものとして取り扱おうと規定しようとしているところでございます。今日、議員からいただいた指摘も踏まえながら、我々としてもしっかりと対応してまいります。

〔27番 杉本熊野議員登壇〕

○27番（杉本熊野） ありがとうございます。今日、知事とこのように子どもの権利、子どもの最善の利益について意見交換させていただき、本当に知事のお考え、それから感性を捉えさせていただきました。ぜひよろしく願いしたいと思えます。

折しも本年は、子どもの権利条約を日本が1994年に批准してから30年目の節目の年です。この年に大きな三重県の子どもの施策が見直されていきます。そのことをこれからも期待させていただき、議会もしっかりと参画させていただき、頑張ってもらいたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。戦後80年 平和学習の推進を！。

2017年は、三重県議会の非核平和県宣言から20周年の年でした。この年、三重県は広島市立基町高校の生徒を招いて、皇學館大学の学生とのトークセッションを行い、鈴木前知事がコーディネーターとなり、平和な世界の

ために私たちができることをテーマに、若い皆さんが意見交流しました。以来、三重県は毎年、「平和への想いを次の世代へ」というテーマで、平和に関する企画展を開催し、県内の高校生などと広島県の高校生による活動発表会を継続的に行ってきています。

広島県からはこれまで広島市立基町高校はじめ、広島県立福山工業高校、私立広島女学院高校、私立崇徳高校、私立武田高校などに御参加いただき、三重県内の高校生、大学生等と交流を図ってまいりました。

私もこの間、この企画に何度か参加をしてまいりました。今年は8月3日に四日市市で開催をされ、県立四日市高校と広島市立舟入高校の活動発表と意見交換がありました。四日市高校からは2年生3名の生徒が参加し、探求学習の成果が発表されました。戦前、四日市には、当時日本最大の製油所であった第二海軍燃料廠があったこと、四日市空襲では多くの市民が犠牲になったこと、また、戦争時の行政の動きとして戦争を止めるような動きや資料は見られなかったこと、国や自治体が国民に戦争への協力を導き、市民は隣組、常会制度で日常生活の隅々まで統制されていたことなどを調べ、なぜ戦争が起こったのかを主体的に探求した内容を発表していました。

学習後、伝えたいこととして、つらい、悲しい、かわいそうで終わらせてはいけない、平和を築く使命が私たちにあるということを感じた、戦争や歴史について知る・学ぶことをもっと学校の授業でしていくべきだとの意見表明がありました。

広島市立舟入高校は、原爆投下で676名の生徒と教職員の命が犠牲となった学校ですが、2年生3名の生徒から発表がありました。今なお世界各地で戦争が起こっていることを踏まえ、教え込みではなく主体的な学びによって戦争が起こる要因や暴力の構造を調べ、核廃絶について考え、平和とは何かを探求する学習内容でありました。

また、広島平和記念資料館のショッキングな内容の展示は、あるべきか、なくすべきか、平和を伝える資料館がどうあるべきかを探求しながら、平

和をどう伝えるべきかについて議論を深めているという発表でありました。

両校の生徒たち6名全員が女子の生徒でした。生徒たちの平和を探求する真っ直ぐな姿に私自身が大変勇気づけられました、励まされました。

また、この中で四日市高校の生徒が語った、学校での平和教育が欠如しているという言葉が胸に刺さり、この言葉に答えていかなければならないと思い、今回質問をさせていただくことにいたしました。

2025年、来年は戦後80年です。そして、今、世界ではロシアがウクライナに侵攻し、パレスチナ自治区ガザやレバノンではイスラエル軍との激しい戦闘が続いており、世界は極めて不安定で、とても暴力的です。そして、その惨状がテレビやインターネットで日々私たちの暮らしの中に流れ込み、子どもたちの日常的な情報の一部になっています。

そして、今、日本を取り巻く状況も決して安心できるものではありません。このような時代にあって、平和について主体的に探求する学習を生徒たちから求められています。三重県内における平和学習の現状と今後の推進の方向性について、教育長の見解をお聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、県内における平和学習の現状、そして今後の方向性について答弁させていただきます。

平和学習は、教育基本法に示されております「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」の育成という理念の下、学習指導要領に基づいて行われています。小・中学校では、社会科の学習として第二次世界大戦に至った経緯とそれが人類全体に惨禍を及ぼしたことや国際社会における日本の役割などについて学習しています。高校では、地理歴史科や公民科の授業におきまして、近現代の日本と世界の歴史についての多面的な考察や日本国憲法の平和主義、持続可能な国家及び国際社会づくりなどについて学習しています。

また、中学校、高校の修学旅行では、広島、長崎、沖縄を訪問し、平和学習に取り組む学校も多くあります。

来年、戦後80年を迎える中で、戦争体験者が少なくなり、今後、体験談を直接伺う機会も減少することが想定されますが、戦争体験の伝承者のお話や資料館、戦争遺跡の見学など、子どもたちに戦争の悲惨さや平和の大切さを実感として捉えさせる学習は、これからも必要なものと考えています。

他方、子どもたちが戦争や平和について調べ、意見の交流により平和について考えや理解を深めていくことも、平和学習の重要な柱であると考えています。

例えば、高等学校では、先ほど四日市高校の事例をお示しいただきましたけれども、ほかにも神戸高校や津西高校の放送部の生徒が、現在、海外で起きている紛争について、その出身者の方々から聞き取った思いをまとめたドキュメンタリー映像を制作しています。神戸高校の作品は、昨年11月に開催された放送コンクールにて、津西高校の作品は、今年8月に開催された平和に関するイベントにて、それぞれ発表されました。平和とは何か、今の事態に対して高校生としてどう向き合うべきなのかを考え、発信している取組の一つです。

今後は、平和学習の意義や県内外の平和学習に関する優良事例を、教員を対象として横展開しつつ、学校や地域の特色を生かし、子どもたちによる話合いや発表を中心として、平和の在り方について深く考えていくような、そのような平和学習に注力していきたいと考えています。

将来の夢や希望、豊かな社会は、平和であることを前提として初めて実現できるものです。

国際社会の一員として、これから時代を生きていく子どもたちが、平和学習を通して平和な社会の実現に向け様々な意見や価値観を持つ他者と対話し、解決策を模索する能力を身につけていけるように取り組んでまいります。

[27番 杉本熊野議員登壇]

○27番(杉本熊野) ありがとうございます。教育基本法に示されている内容を学習指導要領に基づいて行っているということで、学習事例を御紹介い

いただきました。それから、教育の内容の本質についても触れていただきました。

私の父は戦争中、海軍に所属をしており、戦艦伊勢に乗り組んでおりました。終戦は呉で迎えております。生前、父は問わず語りで戦時中のことをあれこれと語っておりました。私の年代は戦争体験者が身近にいた年代です。

でも、今の若い先生方、20代、30代の先生方は身近なところで戦争体験者に出会うことはまれです。この世代が平和学習に取り組むには、やっぱり少しハードルがあると思われます。

子どもたちが主体的に探求する、身近な地域を足場に探求する、世界的に視野を広げて探求する、そんな平和学習を教職員が展開できるよう、先ほど教育長が幾つか御紹介いただきましたけれども、さらに県教育委員会として取組を推進していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

私は、その一つのきっかけとして、8月の6日と9日は大事な日ではないかというふうに思っています。先日、小学校4年生の子どもに、8月6日は何の日かなと聞いたら、本当にちょっと考えて真面目に、ハムの日になって答えてくれました。

友人の鈴木さん、学童保育の指導員で被爆2世です。この方からこんな手紙を頂きました。

父が、広島で5歳のときに被ばく。父の遺品を整理していて、被爆者手帳が出てきた。初めて被爆者と知りました。父は生前、広島のこと、原爆のこと、被爆のこと、私には一切語りませんでした。私は全く何も知らずに育ちました。父が亡くなった年、初めて広島を訪れました。父や祖父母の無念だった思い、被爆者の思いを私が今の子どもに伝え、二度と戦争がない、原子爆弾のない世界にという思いで、20年ほど前から学童保育で8月6日、9日辺りで戦争のお話し会を開催しています。また、毎年被爆者の代表として平和記念式典に参列をしております。

その被爆2世の鈴木さんからの願いです。

日本が戦争をしていたこと、広島や長崎に原爆が落とされたことを知らない子どももいます。夏休みに8月6日、9日に平和を学習する日として登校日を設けてほしいです。

かつては登校日でした。今はそうではありません。

来年は戦後80年、平和は誰もが望むところであります。平和な世界のために私たちができることを若い皆さんとともに考える取組を進めてまいりたいと思います。教育の場でも、そして三重県全体でよろしく願いいたします。

それでは、これで終結させていただきます。（拍手）

○副議長（小林正人） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（小林正人） お諮りいたします。明28日から30日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林正人） 御異議なしと認め、明28日から30日までは休会とすることに決定いたしました。

10月1日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（小林正人） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時21分散会